

資 料

1 土地開発公社所在地一覧

名称	〒	所在地	電話番号
川越市土地開発公社	350-8601	川越市元町1-3-1	049(224)8811 代
熊谷市 //	360-8601	熊谷市宮町2-47-1	048(524)1111 代
川口市 //	332-8601	川口市青木2-1-1	048(258)1110 代
行田市 //	361-8601	行田市本丸2-5	048(556)1111 代
所沢市 //	359-8501	所沢市並木1-1-1	04(2998)9053 直通
飯能市 //	357-8501	飯能市大字双柳1-1	042(973)2111 代
春日部市 //	344-8577	春日部市中央6-2	048(736)1111 代
狭山市 //	350-1380	狭山市入間川1-23-5	04(2953)1111 代
鴻巣市 //	365-8601	鴻巣市中央1-1	048(541)1321 代
深谷市 //	366-8501	深谷市仲町11-1	048(571)1211 代
上尾市 //	362-8501	上尾市本町3-1-1	048(775)5115 直通
草加市 //	340-8550	草加市高砂1-1-1	048(922)0151 代
越谷市 //	343-8501	越谷市越ヶ谷4-2-1	048(963)9301 直通
蕨市 //	335-8501	蕨市中央5-14-15	048(433)7742 直通
戸田市 //	335-8588	戸田市上戸田1-18-1	048(441)1800 代
入間市 //	358-8511	入間市豊岡1-16-1	04(2964)1111 代
朝霞市 //	351-8501	朝霞市本町1-1-1	048(463)0912 直通
和光市 //	351-0192	和光市広沢1-5	048(464)1111 代
桶川市 //	363-8501	桶川市泉1-3-28	048(786)3211 代
北本市 //	364-8633	北本市本町1-111	048(591)1111 代
八潮市 //	340-8588	八潮市中央1-2-1	048(996)2317 直通
富士見市 //	354-8511	富士見市大字鶴馬1800-1	049(251)2711 代
三郷市 //	341-8501	三郷市花和田648-1	048(930)7766 直通
蓮田市 //	349-0193	蓮田市大字黒浜2799-1	048(765)1709 直通
坂戸市 //	350-0292	坂戸市千代田1-1-1	049(283)1331 代
幸手市 //	340-0192	幸手市東4-6-8	0480(43)1111 代
鶴ヶ島市 //	350-2292	鶴ヶ島市大字三ッ木16-1	049(271)1111 代
吉川市 //	342-8501	吉川市吉川2-1-1	048(982)5966 直通
ふじみ野市 //	356-8501	ふじみ野市福岡1-1-1	049(261)2611 代
白岡市 //	349-0292	白岡市千駄野432	0480(92)1111 代
伊奈町 //	362-8517	北足立郡伊奈町大字小室9493	048(721)2111 代
三芳町 //	354-8555	入間郡三芳町大字藤久保1100-1	049(258)0019 代
上里町 //	369-0392	児玉郡上里町大字七本木5518	0495(35)1238 直通
寄居町 //	369-1292	大里郡寄居町大字寄居1180-1	048(581)2121 代
宮代町 //	345-8504	南埼玉郡宮代町笠原1-4-1	0480(34)1111 代
松伏町 //	343-0192	北葛飾郡松伏町大字松伏2424	048(991)1820 直通

2 土地開発公社役職員の状況(平成27年3月31日現在)

理事の内訳

	理事 A	理事の役職名							
		市町村長	副市町村長	議員		市町村職員		学識経験者等	その他
				議長 副議長	その他	会計 管理者	その他		
役員数	310	18	29	9	73	2	113	39	27
構成比	－	5.8	9.4	2.9	23.5	0.6	36.5	12.6	8.7

監事の内訳

	監事 B	監事の役職名							全役員 A+B
		市町村 監査委員	議員		市町村職員		学識経 験者等	その他	
			議長 副議長	その他	会計 管理者	その他			
役員数	69	1	0	10	17	4	28	9	379
構成比	－	1.4	0.0	14.5	24.6	5.8	40.7	13	－

3 土地開発公社設立状況(平成27年3月31日現在)

名称	A 新規 設立	B 組織 変更	設立の 認可 年月日	設立の 登記 年月日	設 立 市町村名	基本財産 (千円)	左の基本財産の	
							出 資 団体名	出資額 (千円)
川越市土地開発公社	B		49. 8. 22	49. 8. 31	川越市	5,000	川越市	5,000
熊谷市	A		48. 3. 20	48. 3. 23	熊谷市	5,000	熊谷市	5,000
川口市	B		49. 3. 20	49. 4. 1	川口市	5,100	川口市	5,100
行田市	A		54. 9. 29	54. 10. 1	行田市	5,000	行田市	5,000
所沢市	B		49. 3. 20	49. 4. 1	所沢市	5,000	所沢市	5,000
飯能市	B		48. 8. 28	48. 9. 6	飯能市	1,000	飯能市	1,000
春日部市	B		49. 3. 20	49. 4. 1	春日部市	5,000	春日部市	5,000
狭山市	A		49. 6. 27	49. 7. 2	狭山市	5,000	狭山市	5,000
鴻巣市	B		48. 3. 29	48. 4. 2	鴻巣市	3,000	鴻巣市	3,000
深谷市	B		49. 8. 22	49. 8. 30	深谷市	5,000	深谷市	5,000
上尾市	B		48. 3. 29	48. 4. 2	上尾市	2,000	上尾市	2,000
草加市	A		48. 8. 30	48. 9. 18	草加市	5,000	草加市	5,000
越谷市	B		49. 5. 20	49. 6. 1	越谷市	5,000	越谷市	5,000
蕨市	B		49. 7. 20	49. 8. 1	蕨市	5,000	蕨市	5,000
戸田市	B		49. 8. 16	49. 8. 28	戸田市	5,000	戸田市	5,000
入間市	B		49. 3. 20	49. 4. 1	入間市	5,000	入間市	5,000
朝霞市	B		49. 3. 20	49. 4. 1	朝霞市	5,000	朝霞市	5,000
和光市	B		48. 3. 29	48. 4. 2	和光市	5,000	和光市	5,000
桶川市	B		49. 3. 22	49. 4. 1	桶川市	5,000	桶川市	5,000
北本市	B		49. 3. 20	49. 4. 1	北本市	3,000	北本市	3,000
八潮市	B		48. 3. 29	48. 3. 29	八潮市	3,000	八潮市	3,000
富士見市	B		48. 6. 1	48. 6. 29	富士見市	3,000	富士見市	3,000
三郷市	B		48. 3. 29	48. 4. 2	三郷市	5,000	三郷市	5,000
蓮田市	B		49. 8. 22	49. 8. 31	蓮田市	2,000	蓮田市	2,000
坂戸市	B		49. 8. 26	49. 8. 31	坂戸市	5,000	坂戸市	5,000
幸手市	B		49. 3. 5	49. 4. 1	幸手市	1,000	幸手市	1,000
鶴ヶ島市	B		49. 3. 5	49. 3. 18	鶴ヶ島市	1,000	鶴ヶ島市	1,000
吉川市	B		49. 8. 26	49. 9. 26	吉川市	1,000	吉川市	1,000
ふじみ野市	B		49. 4. 1	49. 4. 10	ふじみ野市	4,000	ふじみ野市	4,000
白岡市	A		49. 11. 18	49. 11. 25	白岡市	2,000	白岡市	2,000
伊奈町	B		48. 10. 5	48. 10. 16	伊奈町	4,000	伊奈町	4,000
三芳町	B		48. 3. 29	48. 3. 31	三芳町	5,000	三芳町	5,000
上里町	A		48. 5. 15	48. 5. 31	上里町	5,000	上里町	5,000
寄居町	B		49. 8. 22	49. 8. 24	寄居町	3,000	寄居町	3,000
宮代町	A		60. 3. 28	60. 4. 9	宮代町	5,000	宮代町	5,000
松伏町	B		49. 3. 5	49. 3. 14	松伏町	4,000	松伏町	4,000

◆土地開発公社数(平成27年3月31日現在) 36

◆近年の解散の状況(平成27年3月31日現在)

平成15年度解散認可	妻沼町
平成16年度	秩父市、岩槻市、久喜市、栗橋町、岡部町
平成17年度	吹上町、児玉町、大井町、川本町、菖蒲町、庄和町
平成18年度	大利根町
平成20年度	志木市
平成21年度	騎西町、鷺宮町
平成23年度	鳩ヶ谷市、毛呂山町、越生町、比企
平成24年度	加須市、日高市、杉戸町
平成25年度	本庄市、羽生市、新座市、小鹿野町

4 平成26年度市町村土地開発公社 用地取得実績

(単位:㎡、千円)

土地開発公社名		26年度取得実績		内訳									
				公拡法第17条第1項第1号に該当									
				道路		公園緑地		河川		学校		その他の公共公用施設	
				面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額
1	川越市	2,738	29,041	7	1,187	2,731	27,854	0	0	0	0	0	0
2	熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	川口市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	行田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	所沢市	11,805	391,707	1,376	214,965	10,429	176,742	0	0	0	0	0	0
6	飯能市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	春日部市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	狭山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	鴻巣市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	深谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	上尾市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	草加市	2,040	206,656	0	0	0	0	0	0	0	0	2,040	206,656
13	越谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	蕨市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	戸田市	1,243	248,027	377	86,932	866	161,095	0	0	0	0	0	0
16	入間市	11,243	97,060	382	32,062	10,562	33,708	0	0	0	0	0	0
17	朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	和光市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	桶川市	824	64,909	0	0	824	64,909	0	0	0	0	0	0
20	北本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	八潮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	富士見市	407	168,711	407	168,711	0	0	0	0	0	0	0	0
23	三郷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	蓮田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	坂戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	幸手市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	吉川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	ふじみ野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	白岡市	289	87,852	289	87,852	0	0	0	0	0	0	0	0
市計		30,589	1,293,963	2,838	591,709	25,412	464,308	0	0	0	0	2,040	206,656
31	伊奈町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	三芳町	0	135	0	2,553	0	0	0	0	0	0	0	0
33	上里町	0	0	380	7,672	0	0	0	0	0	0	0	0
34	寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	宮代町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	松伏町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村計		0	135	380	10,225	0	0	0	0	0	0	0	0
県計		30,589	1,294,098	3,218	601,934	25,412	464,308	0	0	0	0	2,040	206,656

(単位:m²、千円)

土地開発公社名		内訳																			
		公拡法第17条第1項第1号に該当										公拡法第17条第1項第2号に該当									
		代替地等		公営企業用地		住宅用地		工業用地		その他		住宅用地		工業用地		流通業務		事務所・店舗		その他	
		面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額
1	川越市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	川口市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	行田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	所沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	飯能市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	春日部市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	狭山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	鴻巣市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	深谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	上尾市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	草加市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	越谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	蕨市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	戸田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	入間市	299	31,290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	和光市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	桶川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	北本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	八潮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	富士見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	三郷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	蓮田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	坂戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	幸手市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	吉川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	ふじみ野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	白岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市計		299	31,290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	伊奈町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	三芳町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	上里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	宮代町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	松伏町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県計		299	31,290	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5 平成26年度市町村土地開発公社 用地処分実績

(単位:㎡、千円)

土地開発公社名		26年度処分実績		内訳									
				公拡法第17条第1項第1号に該当									
				道路		公園緑地		河川		学校		その他の公共公用施設	
		面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額
1	川越市	2,970	1,337,796	1,952	1,189,782	0	0	0	0	0	0	732	85,186
2	熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	川口市	4,514	1,530,936	38	31,657	3,078	399,145	0	0	0	0	1,301	1,055,086
4	行田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	所沢市	8,476	416,844	3,463	330,426	5,013	86,418	0	0	0	0	0	0
6	飯能市	15,088	182,700	0	0	15,088	182,700	0	0	0	0	0	0
7	春日部市	3,697	537,615	1,897	76,412	0	0	0	0	0	0	395	1,891
8	狭山市	1,877	835,250	0	0	0	0	0	0	0	0	1,877	835,250
9	鴻巣市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	深谷市	2,435	170,199	0	0	0	0	0	0	0	0	2,435	170,199
11	上尾市	1,283	685,473	1,283	685,473	0	0	0	0	0	0	0	0
12	草加市	2,288	422,139	0	0	0	0	0	0	0	0	1,273	122,486
13	越谷市	6,554	1,589,265	0	0	2,359	364,545	0	0	0	0	1,472	935,180
14	蕨市	808	482,372	0	0	0	0	0	0	0	0	808	482,372
15	戸田市	936	582,185	178	42,007	0	0	0	0	0	0	758	540,178
16	入間市	15,305	197,123	500	92,548	14,574	47,518	0	0	0	0	0	0
17	朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	和光市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	桶川市	5,032	561,102	0	0	0	0	0	0	0	0	5,032	561,102
20	北本市	1,131	17,487	0	0	0	0	0	0	0	0	1,131	17,487
21	八潮市	1,841	400,108	1,841	400,108	0	0	0	0	0	0	0	0
22	富士見市	4,074	1,476,389	3,435	1,017,094	0	0	0	0	0	0	639	459,295
23	三郷市	3,773	445,373	0	0	0	0	0	0	0	0	3,773	445,373
24	蓮田市	893	78,478	598	50,188	0	0	0	0	0	0	295	28,290
25	坂戸市	6,112	313,120	190	65,037	0	0	468	15,964	0	0	5,264	211,965
26	幸手市	77	29,160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	吉川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	ふじみ野市	541	105,797	541	105,797	0	0	0	0	0	0	0	0
30	白岡市	150	21,399	150	21,399	0	0	0	0	0	0	0	0
市計		89,855	12,418,310	16,066	4,107,928	40,112	1,080,326	468	15,964	0	0	27,185	5,951,340
31	伊奈町	973	17,091	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	三芳町	2,372	92,265	0	0	0	0	0	0	2,372	92,265	0	0
33	上里町	15,154	125,204	380	7,672	0	0	0	0	0	0	0	0
34	寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	宮代町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	松伏町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村計		18,499	234,560	380	7,672	0	0	0	0	2,372	92,265	0	0
県計		108,354	12,652,870	16,446	4,115,600	40,112	1,080,326	468	15,964	2,372	92,265	27,185	5,951,340

(単位:㎡、千円)

土地開発公社名		内訳																			
		公拡法第17条第1項第1号に該当										公拡法第17条第1項第2号に該当									
		代替地等		公営企業用地		住宅用地		工業用地		その他		住宅用地		工業用地		流通業務		事務所・店舗		その他	
		面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額
1	川越市	286	62,828	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	川口市	97	45,048	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	行田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	所沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	飯能市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	春日部市	1,405	459,312	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	狭山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	鴻巣市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	深谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	上尾市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	草加市	1,015	299,653	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	越谷市	2,723	289,540	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	蕨市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	戸田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	入間市	231	57,057	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	和光市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	桶川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	北本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	八潮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	富士見市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	三郷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	蓮田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	坂戸市	190	20,154	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	幸手市	77	29,160	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	吉川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	ふじみ野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	白岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市計		6,024	1,262,752	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	伊奈町	973	17,091	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	三芳町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	上里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,774	117,532	0	0
34	寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	宮代町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	松伏町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村計		973	17,091	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,774	117,532	0	0
県計		6,997	1,279,843	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,774	117,532	0	0

6 平成26年度市町村土地開発公社 保有土地の状況

(単位:㎡、千円)

土地開発公社名		26年度保有実績		内訳									
				公拡法第17条第1項第1号に該当									
				道路		公園緑地		河川		学校		その他の公共公用施設	
				面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額
1	川越市	144,743	8,356,412	7,824	1,310,415	81,813	1,876,705	0	0	0	0	55,106	5,169,292
2	熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	川口市	34,566	17,550,190	4,673	4,629,341	0	0	113	36,415	2,295	324,561	20,938	8,003,418
4	行田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	所沢市	11,805	391,707	1,376	214,965	10,429	176,742	0	0	0	0	0	0
6	飯能市	209,840	2,893,993	1,324	477,170	201,886	1,707,905	0	0	0	0	6,098	588,423
7	春日部市	37,819	9,353,767	11,143	2,540,627	4,972	853,628	0	0	0	0	5,754	1,341,502
8	狭山市	1,829	549,337	1,059	384,299	0	0	0	0	0	0	0	0
9	鴻巣市	1,155	376,673	0	0	0	0	0	0	0	0	166	25,812
10	深谷市	3,415	219,845	875	28,384	0	0	0	0	0	0	2,540	191,461
11	上尾市	14,447	1,757,446	6,850	978,014	0	0	0	0	0	0	0	0
12	草加市	24,946	3,698,145	3,289	701,358	0	0	0	0	0	0	19,131	1,723,136
13	越谷市	62,050	15,407,244	20,146	5,659,391	2,339	95,327	0	0	0	0	19,512	4,776,174
14	蕨市	5,724	4,769,873	0	0	0	0	0	0	0	0	5,724	4,769,873
15	戸田市	24,263	8,915,089	2,831	734,897	2,422	800,371	0	0	0	0	19,010	7,379,821
16	入間市	16,259	492,537	735	68,848	10,562	33,709	0	0	0	0	0	0
17	朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	和光市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	桶川市	1,162	67,443	338	2,534	824	64,909	0	0	0	0	0	0
20	北本市	1,894	193,121	0	0	0	0	0	0	0	0	1,894	193,121
21	八潮市	6,689	1,442,013	5,153	1,313,312	0	0	0	0	411	72,519	1,125	56,182
22	富士見市	8,442	1,047,209	706	220,769	1,880	155,267	0	0	0	0	3,910	391,304
23	三郷市	12,045	2,123,851	9,546	2,049,451	0	0	0	0	0	0	2,499	74,400
24	蓮田市	1,791	116,088	0	0	0	0	0	0	0	0	1,188	82,899
25	坂戸市	96,121	2,939,392	3,994	906,772	13,077	196,532	3,749	129,377	0	0	53,273	854,222
26	幸手市	30,789	2,814,685	0	0	16,919	518,778	0	0	0	0	0	0
27	鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	吉川市	66,180	2,765,488	0	0	0	0	0	0	37,931	2,016,879	28,249	748,609
29	ふじみ野市	4,067	2,104,800	0	0	0	0	0	0	0	0	3,299	1,577,666
30	白岡市	1,552	182,574	1,552	182,574	0	0	0	0	0	0	0	0
市計		823,593	90,528,922	83,414	22,403,121	347,123	6,479,873	3,862	165,792	40,637	2,413,959	249,416	37,947,315
31	伊奈町	8,668	183,534	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	三芳町	0	2,559	0	2,559	0	0	0	0	0	0	0	0
33	上里町	113,312	750,922	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	宮代町	3,504	180,839	0	0	0	0	0	0	0	0	3,504	180,839
36	松伏町	2,737	364,965	0	0	0	0	0	0	0	0	2,737	364,965
町村計		128,221	1,482,819	0	2,559	0	0	0	0	0	0	6,241	545,804
県計		951,814	92,011,741	83,414	22,405,680	347,123	6,479,873	3,862	165,792	40,637	2,413,959	255,657	38,493,119

(単位:㎡、千円)

土地開発公社名		内訳																			
		公拡法第17条第1項第1号に該当										公拡法第17条第1項第2号に該当									
		代替地等		公営企業用地		住宅用地		工業用地		その他		住宅用地		工業用地		流通業務		事務所・店舗		その他	
		面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額
1	川越市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	川口市	6,547	4,556,455	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	行田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	所沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	飯能市	532	120,495	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	春日部市	15,950	4,618,010	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	狭山市	770	165,038	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	鴻巣市	989	350,861	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	深谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	上尾市	7,597	779,432	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	草加市	2,526	1,273,651	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	越谷市	20,053	4,876,352	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	蕨市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	戸田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	入間市	4,962	389,980	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	和光市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	桶川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	北本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	八潮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	富士見市	1,946	279,869	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	三郷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	蓮田市	603	33,189	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	坂戸市	22,028	852,489	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	幸手市	13,870	2,295,907	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	吉川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	ふじみ野市	768	527,134	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	白岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市計	99,141	21,118,862	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	伊奈町	8,668	183,534	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	三芳町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	上里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	113,312	750,922	0	0
34	寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	宮代町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	松伏町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	町村計	8,668	183,534	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	113,312	750,922	0	0
	県計	107,809	21,302,396	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	113,312	750,922	0	0

7 5年以上保有(平成21年度以前取得のもの)に係る土地の状況

(単位:㎡、千円)

土地開発公社名		26年度保有実績		内訳									
				公拡法第17条第1項第1号に該当									
		面積	金額	道路		公園緑地		河川		学校		その他の公共公用施設	
				面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額
1	川越市	129,396	7,266,889	4,041	490,389	76,199	1,816,846	0	0	0	0	49,156	4,959,654
2	熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	川口市	34,566	17,550,190	4,673	4,629,341	0	0	113	36,415	2,295	324,561	20,938	8,003,418
4	行田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	所沢市	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0
6	飯能市	209,840	2,893,993	1,324	477,170	201,886	1,707,905	0	0	0	0	6,098	588,423
7	春日部市	37,819	9,353,767	11,143	2,540,627	4,972	853,628	0	0	0	0	5,754	1,341,502
8	狭山市	1,829	549,337	1,059	384,299	0	0	0	0	0	0	0	0
9	鴻巣市	1,155	376,673	0	0	0	0	0	0	0	0	166	25,812
10	深谷市	2,663	204,571	123	13,110	0	0	0	0	0	0	2,540	191,461
11	上尾市	14,151	1,729,461	6,554	950,029	0	0	0	0	0	0	0	0
12	草加市	22,906	3,491,489	3,289	701,358	0	0	0	0	0	0	17,091	1,516,480
13	越谷市	62,050	15,407,244	20,146	5,659,391	2,339	95,327	0	0	0	0	19,512	4,776,174
14	蕨市	5,724	4,769,873	0	0	0	0	0	0	0	0	5,724	4,769,873
15	戸田市	20,960	8,184,130	394	165,033	1,556	639,276	0	0	0	0	19,010	7,379,821
16	入間市	4,663	358,690	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	和光市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	桶川市	338	2,534	338	2,534	0	0	0	0	0	0	0	0
20	北本市	867	168,779	0	0	0	0	0	0	0	0	867	168,779
21	八潮市	6,265	1,386,144	4,729	1,257,443	0	0	0	0	411	72,519	1,125	56,182
22	富士見市	7,749	827,813	14	1,374	1,880	155,267	0	0	0	0	3,910	391,304
23	三郷市	11,022	1,887,089	8,523	1,812,689	0	0	0	0	0	0	2,499	74,400
24	蓮田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	坂戸市	96,107	2,939,392	3,994	906,772	13,077	196,532	3,749	129,377	0	0	53,273	854,222
26	幸手市	30,789	2,814,685	0	0	16,919	518,778	0	0	0	0	0	0
27	鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	吉川市	60,725	2,249,899	0	0	0	0	0	0	32,476	1,501,290	28,249	748,609
29	ふじみ野市	4,067	2,104,800	0	0	0	0	0	0	0	0	3,299	1,577,666
30	白岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市計		765,651	86,517,442	70,344	19,991,559	318,828	5,983,559	3,862	165,792	35,182	1,898,370	239,211	37,423,780
31	伊奈町	8,668	183,534	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	三芳町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	上里町	112,269	745,395	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	宮代町	3,504	180,839	0	0	0	0	0	0	0	0	3,504	180,839
36	松伏町	2,617	340,576	0	0	0	0	0	0	0	0	2,617	340,576
町村計		127,058	1,450,344	0	0	0	0	0	0	0	0	6,121	521,415
県計		892,709	87,967,786	70,344	19,991,559	318,828	5,983,559	3,862	165,792	35,182	1,898,370	245,332	37,945,195

(単位:㎡、千円)

土地開発公社名		内訳																				
		公拡法第17条第1項第1号に該当											公拡法第17条第1項第2号に該当									
		代替地等		公営企業用地		住宅用地		工業用地		その他		住宅用地		工業用地		流通業務		事務所・店舗		その他		
		面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	
1	川越市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2	熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	川口市	6,547	4,556,455	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
4	行田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
5	所沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
6	飯能市	532	120,495	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7	春日部市	15,950	4,618,010	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8	狭山市	770	165,038	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
9	鴻巣市	989	350,861	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10	深谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
11	上尾市	7,597	779,432	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
12	草加市	2,526	1,273,651	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
13	越谷市	20,053	4,876,352	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
14	蕨市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
15	戸田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
16	入間市	4,663	358,690	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	和光市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
19	桶川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
20	北本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
21	八潮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
22	富士見市	1,945	279,868	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
23	三郷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
24	蓮田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
25	坂戸市	22,014	852,489	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
26	幸手市	13,870	2,295,907	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
27	鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
28	吉川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
29	ふじみ野市	768	527,134	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
30	白岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市計		98,224	21,054,382	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
31	伊奈町	8,668	183,534	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
32	三芳町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
33	上里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	112,269	745,395	0	0	0	
34	寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
35	宮代町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
36	松伏町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
町村計		8,668	183,534	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	112,269	745,395	0	0	0	
県計		106,892	21,237,916	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	112,269	745,395	0	0	0	

8 10年以上保有(平成16年度以前取得のもの)に係る土地の状況

(単位:㎡、千円)

土地開発公社名		26年度保有実績		内訳									
				公拡法第17条第1項第1号に該当									
				道路		公園緑地		河川		学校		その他の公共公用施設	
				面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額
1	川越市	109,968	6,290,791	500	59,756	60,312	1,271,381	0	0	0	0	49,156	4,959,654
2	熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	川口市	34,566	17,550,190	4,673	4,629,341	0	0	113	36,415	2,295	324,561	20,938	8,003,418
4	行田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	所沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	飯能市	209,840	2,893,993	1,324	477,170	201,886	1,707,905	0	0	0	0	6,098	588,424
7	春日部市	37,819	9,353,767	11,143	2,540,627	4,972	853,628	0	0	0	0	5,754	1,341,502
8	狭山市	1,829	549,337	1,059	384,299	0	0	0	0	0	0	0	0
9	鴻巣市	1,155	376,673	0	0	0	0	0	0	0	0	166	25,812
10	深谷市	2,664	204,571	123	13,110	0	0	0	0	0	0	2,541	191,461
11	上尾市	7,597	779,432	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	草加市	22,906	3,491,489	3,289	701,358	0	0	0	0	0	0	17,091	1,516,480
13	越谷市	61,961	15,389,337	20,057	5,641,484	2,339	95,327	0	0	0	0	19,512	4,776,174
14	蕨市	5,724	4,769,873	0	0	0	0	0	0	0	0	5,724	4,769,873
15	戸田市	20,784	8,101,922	218	82,825	1,556	639,276	0	0	0	0	19,010	7,379,821
16	入間市	4,663	358,690	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	和光市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	桶川市	338	2,534	338	2,534	0	0	0	0	0	0	0	0
20	北本市	867	168,779	0	0	0	0	0	0	0	0	867	168,779
21	八潮市	3,181	1,030,856	2,770	958,337	0	0	0	0	411	72,519	0	0
22	富士見市	8,388	827,813	14	1,374	1,880	155,267	0	0	0	0	4,549	391,304
23	三郷市	2,977	1,188,605	2,977	1,188,605	0	0	0	0	0	0	0	0
24	蓮田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	坂戸市	93,249	2,514,504	3,582	821,884	13,077	196,532	3,749	129,377	0	0	53,273	854,222
26	幸手市	30,789	2,814,685	0	0	16,919	518,778	0	0	0	0	0	0
27	鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	吉川市	32,476	1,501,290	0	0	0	0	0	0	32,476	1,501,290	0	0
29	ふじみ野市	3,600	1,853,469	0	0	0	0	0	0	0	0	2,832	1,326,335
30	白岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市計		697,341	82,012,600	52,067	17,502,704	302,941	5,438,094	3,862	165,792	35,182	1,898,370	207,511	36,293,259
31	伊奈町	8,668	183,534	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	三芳町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	上里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	宮代町	3,504	180,839	0	0	0	0	0	0	0	0	3,504	180,839
36	松伏町	2,617	340,576	0	0	0	0	0	0	0	0	2,617	340,576
町村計		14,789	704,949	0	0	0	0	0	0	0	0	6,121	521,415
県計		712,130	82,717,549	52,067	17,502,704	302,941	5,438,094	3,862	165,792	35,182	1,898,370	213,632	36,814,674

(単位:m²、千円)

土地開発公社名		内訳																			
		公拡法第17条第1項第1号に該当										公拡法第17条第1項第2号に該当									
		代替地等		公営企業用地		住宅用地		工業用地		その他		住宅用地		工業用地		流通業務		事務所・店舗		その他	
		面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額	面積	金額
1	川越市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	川口市	6,547	4,556,455	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	行田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	所沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	飯能市	532	120,494	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	春日部市	15,950	4,618,010	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	狭山市	770	165,038	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	鴻巣市	989	350,861	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	深谷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	上尾市	7,597	779,432	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	草加市	2,526	1,273,651	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	越谷市	20,053	4,876,352	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	蕨市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	戸田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	入間市	4,663	358,690	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	和光市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	桶川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	北本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	八潮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	富士見市	1,945	279,868	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	三郷市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	蓮田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	坂戸市	19,568	512,489	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	幸手市	13,870	2,295,907	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	吉川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	ふじみ野市	768	527,134	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	白岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市計		95,778	20,714,381	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31	伊奈町	8,668	183,534	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	三芳町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	上里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34	寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35	宮代町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36	松伏町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村計		8,668	183,534	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県計		104,446	20,897,915	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

9 供用済土地、未収金の状況(平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

土地開発公社名		供用済土地 保有額	未収金保有額
1	川越市	0	0
2	熊谷市	0	0
3	川口市	0	0
4	行田市	0	0
5	所沢市	0	0
6	飯能市	0	0
7	春日部市	0	0
8	狭山市	0	0
9	鴻巣市	0	0
10	深谷市	0	0
11	上尾市	0	0
12	草加市	0	0
13	越谷市	0	0
14	蕨市	0	0
15	戸田市	0	0
16	入間市	0	0
17	朝霞市	0	0
18	和光市	0	251,322
19	桶川市	0	0
20	北本市	0	0
21	八潮市	0	0
22	富士見市	0	0
23	三郷市	0	0
24	蓮田市	0	0
25	坂戸市	0	0
26	幸手市	0	0
27	鶴ヶ島市	0	0
28	吉川市	0	0
29	ふじみ野市	1,025,307	0
30	白岡市	0	0
市計		1,025,307	251,322
31	伊奈町	0	0
32	三芳町	0	0
33	上里町	0	0
34	寄居町	0	0
35	宮代町	0	0
36	松伏町	0	0
町村計		0	0
県計		1,025,307	251,322

10 公社に係る将来負担額等の状況(平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

土地開発公社名	公社に係る将来負担額			充当可能財源額 (公社分)	将来負担比率に 用いる分子(公社 分) ①-②	将来負担比率に 用いる分母	公社に係る将来 負担比率 (A)÷(B)×100 (%)
	①	依頼土地における 債務負担行為に基 づく支出予定額	公社の負債額				
1 川越市	8,356,412	8,356,412	0	0	8,356,412	55,332,148	15.1
2 熊谷市	0	0	0	0	0	35,057,031	0.0
3 川口市	16,855,914	16,008,048	847,866	847,866	16,008,048	88,832,306	18.0
4 行田市	0	0	0	0	0	14,348,749	0.0
5 所沢市	391,707	391,707	0	0	391,707	51,394,444	0.8
6 飯能市	0	0	0	0	0	14,633,464	0.0
7 春日部市	9,353,767	9,353,767	0	0	9,353,767	35,325,713	26.5
8 狭山市	550,827	550,827	0	0	550,827	23,670,223	2.3
9 鴻巣市	376,674	376,674	0	0	376,674	19,338,560	1.9
10 深谷市	219,845	219,845	0	0	219,845	26,073,693	0.8
11 上尾市	1,757,446	1,757,446	0	0	1,757,446	32,285,208	5.4
12 草加市	1,800,840	1,800,840	0	0	1,800,840	35,767,581	5.0
13 越谷市	13,425,366	6,897,815	6,527,551	0	13,425,366	48,468,378	27.7
14 蕨市	4,769,874	4,769,874	0	0	4,769,874	12,163,110	39.2
15 戸田市	8,915,089	8,915,089	0	0	8,915,089	25,359,262	35.2
16 入間市	102,557	102,557	0	0	102,557	22,327,958	0.5
17 朝霞市	0	0	0	0	0	20,371,846	0.0
18 和光市	251,322	251,322	0	0	251,322	13,012,334	1.9
19 桶川市	64,909	64,909	0	0	64,909	11,717,104	0.6
20 北本市	0	0	0	0	0	10,744,013	0.0
21 八潮市	1,442,013	1,442,013	0	0	1,442,013	14,044,555	10.3
22 富士見市	474,979	474,979	0	0	474,979	16,947,640	2.8
23 三郷市	2,123,851	2,123,851	0	0	2,123,851	21,314,232	10.0
24 蓮田市	116,088	116,088	0	0	116,088	10,292,462	1.1
25 坂戸市	2,939,392	2,939,392	0	0	2,939,392	15,523,210	18.9
26 幸手市	765,654	0	765,654	0	765,654	8,747,081	8.8
27 鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	11,008,288	0.0
28 吉川市	2,765,488	2,765,488	0	0	2,765,488	10,700,529	25.8
29 ふじみ野市	2,104,800	2,104,800	0	0	2,104,800	18,364,546	11.5
30 白岡市	182,574	182,574	0	0	182,574	8,142,949	2.2
市計	80,107,388	71,966,317	8,141,071	847,866	79,259,522	731,308,617	10.8
31 伊奈町	0	0	0	0	0	6,583,346	0.0
32 三芳町	2,559	2,559	0	0	2,559	7,102,923	0.0
33 上里町	0	0	0	0	0	5,194,083	0.0
34 寄居町	0	0	0	0	0	6,513,168	0.0
35 宮代町	0	0	0	0	0	5,397,506	0.0
36 松伏町	191,310	12,010	179,300	25,521	165,789	4,936,759	3.4
町村計	193,869	14,569	179,300	25,521	168,348	35,727,785	0.5
県計	80,301,257	71,980,886	8,320,371	873,387	79,427,870	767,036,402	10.4

11 平成26年度市町村土地開発公社決算概要(損益計算書)

(単位:千円)

土地開発公社名	事業収益	事業原価	事業総利益 (▲損失) (A-B) C	販売費及び 一般管理費 D	事業利益 (▲損失) (C-D) E	事業外収益 F	事業外費用 G	経常利益 (▲損失) (E+F-G) H
A	B							
1 川越市	1,352,890	1,337,796	15,094	1,861	13,233	73,187	72,107	14,313
2 熊谷市	0	0	0	89	▲ 89	29	0	▲ 60
3 川口市	1,679,039	1,530,936	148,103	86,803	61,300	859	0	62,159
4 行田市	0	0	0	478	▲ 478	280	0	▲ 198
5 所沢市	416,843	412,576	4,267	345	3,922	19	4,267	▲ 326
6 飯能市	202,635	182,700	19,935	716	19,219	5,998	5,997	19,220
7 春日部市	537,615	537,615	0	16,370	▲ 16,370	76,444	60,074	0
8 狭山市	837,419	835,250	2,169	437	1,732	104		1,836
9 鴻巣市	3,558	0	3,558	709	2,849	1		2,850
10 深谷市	170,199	170,199	0	182	▲ 182	334	0	152
11 上尾市	685,473	685,473	0	5,191	▲ 5,191	7,211		2,020
12 草加市	426,101	422,355	3,746	1,108	2,638	11		2,649
13 越谷市	1,589,266	1,589,266	0	24,937	▲ 24,937	41,111		16,174
14 蕨市	492,730	482,653	10,077	1,224	8,853	10,857	19,710	0
15 戸田市	590,604	582,185	8,419	2,219	6,200	17,224	17,092	6,332
16 入間市	167,471	167,093	378	11,829	▲ 11,451	2,714	377	▲ 9,114
17 朝霞市	0	0	0	27	▲ 27	3	0	▲ 24
18 和光市	82,743	79,400	3,343	135	3,208	4	3,343	▲ 131
19 桶川市	561,803	561,213	590	580	10	1,509	1,507	12
20 北本市	17,487	17,487	0	252	▲ 252	267		15
21 八潮市	400,108	400,108	0	303	▲ 303	13,961	13,340	318
22 富士見市	1,476,389	1,477,743	▲ 1,354	12,657	▲ 14,011	2,388	2,214	▲ 13,837
23 三郷市	450,966	445,373	5,593	544	5,049	7,458	12,507	0
24 蓮田市	78,478	78,478	0	141	▲ 141	1,312	1,311	▲ 140
25 坂戸市	492,158	316,448	175,710	2,134	173,576	501		174,077
26 幸手市	25,782	20,183	5,599	11,471	▲ 5,872	17,557	1,602	10,083
27 鶴ヶ島市	0	0	0	346	▲ 346	11		▲ 335
28 吉川市	0	0	0	1,273	▲ 1,273	17,748	16,672	▲ 195
29 ふじみ野市	105,798	105,798	0	3,164	▲ 3,164	6,756	0	3,592
30 白岡市	21,399	21,399	0	78	▲ 78	2		▲ 76
市計	12,864,954	12,459,727	405,227	187,603	217,624	305,860	232,120	291,366
31 伊奈町	2,822	17,091	▲ 14,269	347	▲ 14,616	176	0	▲ 14,440
32 三芳町	92,722	92,265	457	551	▲ 94	83	0	▲ 11
33 上里町	221,471	125,204	96,267	2,063	94,204	10	457	93,757
34 寄居町	0	0	0	100	▲ 100	100	0	0
35 宮代町	0	0	0	46	▲ 46	54	0	8
36 松伏町	0	0	0	282	▲ 282	3,163	0	2,881
町村計	317,015	234,560	82,455	3,389	79,066	3,586	457	82,195
県計	13,181,969	12,694,287	487,682	190,992	296,690	309,446	232,577	373,561

(単位:千円)

土地開発公社名		特別利益	特別損失	当期純利益 (▲損失) (H+I-J) K	特定引当金 取崩金 L1	特定引当金 繰入金 L2	当期利益 (▲損失) (K+L1-L2) M
		I	J				
1	川越市	0	0	14,313	0	0	14,313
2	熊谷市	0	0	▲ 60	0	0	▲ 60
3	川口市	0	0	62,159	0	0	62,159
4	行田市	0	0	▲ 198	0	0	▲ 198
5	所沢市	0	0	▲ 326	0	0	▲ 326
6	飯能市	0	0	19,220	0	0	19,220
7	春日部市	0	0	0	0	0	0
8	狭山市	0	0	1,836	0	0	1,836
9	鴻巣市	0	0	2,850	0	0	2,850
10	深谷市	0	0	152	0	0	152
11	上尾市	0	0	2,020	0	0	2,020
12	草加市	0	0	2,649	0	0	2,649
13	越谷市	0	0	16,174	0	0	16,174
14	蕨市	0	0	0	0	0	0
15	戸田市	0	0	6,332	0	0	6,332
16	入間市	9,926	30,030	▲ 29,218	0	0	▲ 29,218
17	朝霞市	0	0	▲ 24	0	0	▲ 24
18	和光市	0	0	▲ 131	0	0	▲ 131
19	桶川市	0	0	12	0	0	12
20	北本市	0	0	15	0	0	15
21	八潮市	0	0	318	0	0	318
22	富士見市	0	5	▲ 13,842	0	0	▲ 13,842
23	三郷市	0	0	0	0	0	0
24	蓮田市	0	0	▲ 140	0	0	▲ 140
25	坂戸市	0	0	174,077	0	0	174,077
26	幸手市	13	0	10,096	0	0	10,096
27	鶴ヶ島市	0	0	▲ 335	0	0	▲ 335
28	吉川市	0	0	▲ 195	0	0	▲ 195
29	ふじみ野市	0	0	3,592	0	0	3,592
30	白岡市	0	0	▲ 76	0	0	▲ 76
市計		9,939	30,035	271,270	0	0	271,270
31	伊奈町	0	0	▲ 14,440	0	0	▲ 14,440
32	三芳町	0	0	▲ 11	0	0	▲ 11
33	上里町	0	0	93,757	0	0	93,757
34	寄居町	0	0	0	0	0	0
35	宮代町	0	0	8	0	0	8
36	松伏町	0	0	2,881	0	0	2,881
町村計		0	0	82,195	0	0	82,195
県計		9,939	30,035	353,465	0	0	353,465

12 平成26年度市町村土地開発公社決算概要(貸借対照表)

(単位:千円)

土地開発公社名		資産				負債
		流動資産	固定資産	繰延資産	計	
		ア	イ	ウ	(ア+イ+ウ) エ	
1	川越市	8,676,841	0	0	8,676,841	7,805,129
2	熊谷市	144,431	0	0	144,431	0
3	川口市	18,188,656	0	0	18,188,656	17,494,380
4	行田市	107,498	0	0	107,498	0
5	所沢市	437,533	200	0	437,733	391,707
6	飯能市	2,915,636	120	0	2,915,756	2,647,823
7	春日部市	9,371,679	20	0	9,371,699	9,366,699
8	狭山市	581,461	0	0	581,461	548,788
9	鴻巣市	409,574	15	0	409,589	190,297
10	深谷市	680,311	0	0	680,311	42,200
11	上尾市	12,625	1,757,446	0	1,770,071	1,543,008
12	草加市	3,751,330	0	0	3,751,330	2,952,693
13	越谷市	15,427,460	72	0	15,427,532	14,311,075
14	蕨市	4,771,736	5,000	0	4,776,736	4,771,032
15	戸田市	9,122,180	212	0	9,122,392	8,919,848
16	入間市	727,471	100	0	727,571	57,054
17	朝霞市	10,681	0	0	10,681	0
18	和光市	261,308	20	0	261,328	251,323
19	桶川市	526,006	0	0	526,006	139
20	北本市	434,008	0	0	434,008	0
21	八潮市	1,549,103	10	0	1,549,113	1,429,380
22	富士見市	1,486,253	66,417	0	1,552,670	630,556
23	三郷市	2,161,827	0	0	2,161,827	2,123,851
24	蓮田市	120,036	0	0	120,036	116,088
25	坂戸市	3,443,893	5,505	0	3,449,398	4
26	幸手市	2,309,910	0	0	2,309,910	1,516,919
27	鶴ヶ島市	56,068	0	0	56,068	0
28	吉川市	2,768,260	0	0	2,768,260	1,604,180
29	ふじみ野市	2,147,859	10	0	2,147,869	2,104,800
30	白岡市	186,535	0	0	186,535	182,574
市計		92,788,169	1,835,147	0	94,623,316	81,001,547
31	伊奈町	210,250	0	0	210,250	121,273
32	三芳町	54,437	0	0	54,437	0
33	上里町	960,175	0	0	960,175	601,000
34	寄居町	3,127	0	0	3,127	0
35	宮代町	185,879	0	0	185,879	180,839
36	松伏町	405,775	0	0	405,775	324,346
町村計		1,819,643	0	0	1,819,643	1,227,458
県計		94,607,812	1,835,147	0	96,442,959	82,229,005

(単位:千円)

土地開発公社名		資本				
		資本金	前期繰越準備金 又は欠損金	当期利益 又は当期損失	準備金 又は欠損金額	計
		力	キ	ク	(キ+ク) ケ	(力+ケ) コ
1	川越市	5,000	852,399	14,313	866,712	871,712
2	熊谷市	5,000	139,491	▲ 60	139,431	144,431
3	川口市	5,100	627,017	62,159	689,176	694,276
4	行田市	5,000	102,696	▲ 198	102,498	107,498
5	所沢市	5,000	41,026	0	41,026	46,026
6	飯能市	1,000	247,713	19,220	266,933	267,933
7	春日部市	5,000	0	0	0	5,000
8	狭山市	5,000	25,837	1,836	27,673	32,673
9	鴻巣市	3,000	213,442	2,850	216,292	219,292
10	深谷市	5,000	632,958	153	633,111	638,111
11	上尾市	2,000	223,043	2,020	225,063	227,063
12	草加市	5,000	790,988	2,649	793,637	798,637
13	越谷市	5,000	1,095,283	16,174	1,111,457	1,116,457
14	蕨市	5,000	704	0	704	5,704
15	戸田市	5,000	191,212	6,332	197,544	202,544
16	入間市	5,000	694,736	▲ 29,219	665,517	670,517
17	朝霞市	5,000	5,705	▲ 24	5,681	10,681
18	和光市	5,000	5,136	▲ 131	5,005	10,005
19	桶川市	5,000	520,855	12	520,867	525,867
20	北本市	3,000	430,993	15	431,008	434,008
21	八潮市	3,000	116,415	318	116,733	119,733
22	富士見市	3,000	932,956	▲ 13,842	919,114	922,114
23	三郷市	5,000	32,976	0	32,976	37,976
24	蓮田市	2,000	2,088	▲ 140	1,948	3,948
25	坂戸市	5,000	3,270,317	174,077	3,444,394	3,449,394
26	幸手市	1,000	781,894	10,097	791,991	792,991
27	鶴ヶ島市	1,000	55,403	▲ 335	55,068	56,068
28	吉川市	1,000	1,163,275	▲ 195	1,163,080	1,164,080
29	ふじみ野市	4,000	35,477	3,592	39,069	43,069
30	白岡市	2,000	2,037	▲ 76	1,961	3,961
市計		116,100	13,234,072	271,597	13,505,669	13,621,769
31	伊奈町	4,000	99,417	▲ 14,440	84,977	88,977
32	三芳町	5,000	49,448	▲ 11	49,437	54,437
33	上里町	5,000	260,418	93,757	354,175	359,175
34	寄居町	3,000	127	0	127	3,127
35	宮代町	5,000	32	8	40	5,040
36	松伏町	4,000	74,548	2,881	77,429	81,429
町村計		26,000	483,990	82,195	566,185	592,185
県計		142,100	13,718,062	353,792	14,071,854	14,213,954

13 借入金残高の状況(平成27年3月31日現在)

(単位:千円)

土地開発公社名	長期借入金残高	内訳						
		利率						
		0.0 %以上 0.2 %未満	0.2 %以上 0.4 %未満	0.4 %以上 0.6 %未満	0.6 %以上 0.8 %未満	0.8 %以上 1.0 %未満	1.0 %以上 1.2 %未満	1.2 %以上 1.4 %未満
1 川越市	0	0	0	0	0	0	0	0
2 熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0
3 川口市	17,487,607	1,479,559	0	2,727,649	13,280,399	0	0	0
4 行田市	0	0	0	0	0	0	0	0
5 所沢市	391,707	0	0	0	237,349	0	0	0
6 飯能市	2,647,800	0	2,647,800	0	0	0	0	0
7 春日部市	9,353,767	0	0	9,353,767	0	0	0	0
8 狭山市	541,130	541,130	0	0	0	0	0	0
9 鴻巣市	190,000	0	0	0	0	0	190,000	0
10 深谷市	42,200	42,200	0	0	0	0	0	0
11 上尾市	1,543,008	0	1,200,200	0	315,000	27,808	0	0
12 草加市	2,952,582	2,952,582	0	0	0	0	0	0
13 越谷市	11,612,000	0	600,000	9,212,000	1,800,000	0	0	0
14 蕨市	4,769,873	0	3,550,599	0	0	1,219,274	0	0
15 戸田市	2,404,234	2,404,234	0	0	0	0	0	0
16 入間市	52,670	0	34,843	0	17,827	0	0	0
17 朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0
18 和光市	251,322	0	0	0	0	0	109,614	134,597
19 桶川市	0	0	0	0	0	0	0	0
20 北本市	0	0	0	0	0	0	0	0
21 八潮市	1,429,380	398,129	0	0	0	0	1,021,837	0
22 富士見市	580,603	182,103	398,500	0	0	0	0	0
23 三郷市	2,123,851	0	0	2,123,851	0	0	0	0
24 蓮田市	116,088	0	0	33,189	82,899	0	0	0
25 坂戸市	0	0	0	0	0	0	0	0
26 幸手市	717,860	717,860	0	0	0	0	0	0
27 鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0	0	0
28 吉川市	1,604,180	0	515,580	0	1,088,600	0	0	0
29 ふじみ野市	2,104,800	2,083,771	4,494	0	2,042	0	0	14,493
30 白岡市	182,574	182,574	0	0	0	0	0	0
市計	63,099,236	10,984,142	8,952,016	23,450,456	16,824,116	1,247,082	1,321,451	149,090
31 伊奈町	121,273	121,273	0	0	0	0	0	0
32 三芳町	0	0	0	0	0	0	0	0
33 上里町	601,000	0	0	215,000	386,000	0	0	0
34 寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0
35 宮代町	180,839	180,839	0	0	0	0	0	0
36 松伏町	92,225	92,225	0	0	0	0	0	0
町村計	995,337	394,337	0	215,000	386,000	0	0	0
県計	64,094,573	11,378,479	8,952,016	23,665,456	17,210,116	1,247,082	1,321,451	149,090

(単位:千円)

土地開発公社名		内訳				短期借入金残高	借入金合計
		利率					
		1.4 %以上	1.6 %以上	1.8 %以上	2.0 %以上		
		1.6 %未満	1.8 %未満	2.0 %未満			
1	川越市	0	0	0	0	7,725,100	7,725,100
2	熊谷市	0	0	0	0	0	0
3	川口市	0	0	0	0	0	17,487,607
4	行田市	0	0	0	0	0	0
5	所沢市	154,358	0	0	0	0	391,707
6	飯能市	0	0	0	0	0	2,647,800
7	春日部市	0	0	0	0	0	9,353,767
8	狭山市	0	0	0	0	0	541,130
9	鴻巣市	0	0	0	0	0	190,000
10	深谷市	0	0	0	0	0	42,200
11	上尾市	0	0	0	0	0	1,543,008
12	草加市	0	0	0	0	0	2,952,582
13	越谷市	0	0	0	0	2,699,000	14,311,000
14	蕨市	0	0	0	0	0	4,769,873
15	戸田市	0	0	0	0	6,510,855	8,915,089
16	入間市	0	0	0	0	0	52,670
17	朝霞市	0	0	0	0	0	0
18	和光市	7,111	0	0	0	0	251,322
19	桶川市	0	0	0	0	0	0
20	北本市	0	0	0	0	0	0
21	八潮市	9,414	0	0	0	0	1,429,380
22	富士見市	0	0	0	0	0	580,603
23	三郷市	0	0	0	0	0	2,123,851
24	蓮田市	0	0	0	0	0	116,088
25	坂戸市	0	0	0	0	0	0
26	幸手市	0	0	0	0	798,083	1,515,943
27	鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0
28	吉川市	0	0	0	0	0	1,604,180
29	ふじみ野市	0	0	0	0	0	2,104,800
30	白岡市	0	0	0	0	0	182,574
市計		170,883	0	0	0	17,733,038	80,832,274
31	伊奈町	0	0	0	0	0	121,273
32	三芳町	0	0	0	0	0	0
33	上里町	0	0	0	0	0	601,000
34	寄居町	0	0	0	0	0	0
35	宮代町	0	0	0	0	0	180,839
36	松伏町	0	0	0	0	232,121	324,346
町村計		0	0	0	0	232,121	1,227,458
県計		170,883	0	0	0	17,965,159	82,059,732

13 借入金残高の状況(※うち金融機関等からの借入)

(単位:千円)

土地開発公社名	長期借入金残高 (金融機関等)	内訳						
		利率						
		0.0 %以上 0.2 %未満	0.2 %以上 0.4 %未満	0.4 %以上 0.6 %未満	0.6 %以上 0.8 %未満	0.8 %以上 1.0 %未満	1.0 %以上 1.2 %未満	1.2 %以上 1.4 %未満
1 川越市	0	0	0	0	0	0	0	0
2 熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0
3 川口市	16,008,048	0	0	2,727,649	13,280,399	0	0	0
4 行田市	0	0	0	0	0	0	0	0
5 所沢市	391,707	0	0	0	237,349	0	0	0
6 飯能市	0	0	0	0	0	0	0	0
7 春日部市	9,353,767	0	0	9,353,767	0	0	0	0
8 狭山市	0	0	0	0	0	0	0	0
9 鴻巣市	190,000	0	0	0	0	0	190,000	0
10 深谷市	0	0	0	0	0	0	0	0
11 上尾市	1,543,008	0	1,200,200	0	315,000	27,808	0	0
12 草加市	0	0	0	0	0	0	0	0
13 越谷市	11,612,000	0	600,000	9,212,000	1,800,000	0	0	0
14 蕨市	4,769,873	0	3,550,599	0	0	1,219,274	0	0
15 戸田市	0	0	0	0	0	0	0	0
16 入間市	52,670	0	34,843	0	17,827	0	0	0
17 朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0
18 和光市	251,322	0	0	0	0	0	109,614	134,597
19 桶川市	0	0	0	0	0	0	0	0
20 北本市	0	0	0	0	0	0	0	0
21 八潮市	1,031,251	0	0	0	0	0	1,021,837	0
22 富士見市	398,500	0	398,500	0	0	0	0	0
23 三郷市	2,123,851	0	0	2,123,851	0	0	0	0
24 蓮田市	116,088	0	0	33,189	82,899	0	0	0
25 坂戸市	0	0	0	0	0	0	0	0
26 幸手市	0	0	0	0	0	0	0	0
27 鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0	0	0
28 吉川市	1,604,180	0	515,580	0	1,088,600	0	0	0
29 ふじみ野市	21,029	0	4,494	0	2,042	0	0	14,493
30 白岡市	0	0	0	0	0	0	0	0
市計	49,467,294	0	6,304,216	23,450,456	16,824,116	1,247,082	1,321,451	149,090
31 伊奈町	0	0	0	0	0	0	0	0
32 三芳町	0	0	0	0	0	0	0	0
33 上里町	601,000	0	0	215,000	386,000	0	0	0
34 寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0
35 宮代町	0	0	0	0	0	0	0	0
36 松伏町	0	0	0	0	0	0	0	0
町村計	601,000	0	0	215,000	386,000	0	0	0
県計	50,068,294	0	6,304,216	23,665,456	17,210,116	1,247,082	1,321,451	149,090

※都市銀行、地方銀行、農協系金融機関、信託銀行、信用金庫、信用協同組合、
(財)道路開発振興センター等からの借入金(公社債によるものを除く。)の総額をさします。

(単位:千円)

土地開発公社名		内訳				短期借入金残高 (金融機関等)	借入金合計 (金融機関等)
		利率					
		1.4 %以上	1.6 %以上	1.8 %以上	2.0 %以上		
		1.6 %未満	1.8 %未満	2.0 %未満			
1	川越市	0	0	0	0	7,725,100	7,725,100
2	熊谷市	0	0	0	0	0	0
3	川口市	0	0	0	0	0	16,008,048
4	行田市	0	0	0	0	0	0
5	所沢市	154,358	0	0	0	0	391,707
6	飯能市	0	0	0	0	0	0
7	春日部市	0	0	0	0	0	9,353,767
8	狭山市	0	0	0	0	0	0
9	鴻巣市	0	0	0	0	0	190,000
10	深谷市	0	0	0	0	0	0
11	上尾市	0	0	0	0	0	1,543,008
12	草加市	0	0	0	0	0	0
13	越谷市	0	0	0	0	2,699,000	14,311,000
14	蕨市	0	0	0	0	0	4,769,873
15	戸田市	0	0	0	0	6,510,855	6,510,855
16	入間市	0	0	0	0	0	52,670
17	朝霞市	0	0	0	0	0	0
18	和光市	7,111	0	0	0	0	251,322
19	桶川市	0	0	0	0	0	0
20	北本市	0	0	0	0	0	0
21	八潮市	9,414	0	0	0	0	1,031,251
22	富士見市	0	0	0	0	0	398,500
23	三郷市	0	0	0	0	0	2,123,851
24	蓮田市	0	0	0	0	0	116,088
25	坂戸市	0	0	0	0	0	0
26	幸手市	0	0	0	0	798,083	798,083
27	鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0
28	吉川市	0	0	0	0	0	1,604,180
29	ふじみ野市	0	0	0	0	0	21,029
30	白岡市	0	0	0	0	0	0
市計		170,883	0	0	0	17,733,038	67,200,332
31	伊奈町	0	0	0	0	0	0
32	三芳町	0	0	0	0	0	0
33	上里町	0	0	0	0	0	601,000
34	寄居町	0	0	0	0	0	0
35	宮代町	0	0	0	0	0	0
36	松伏町	0	0	0	0	232,121	232,121
町村計		0	0	0	0	232,121	833,121
県計		170,883	0	0	0	17,965,159	68,033,453

13 借入金残高の状況(※うち地方公共団体からの借入)

(単位:千円)

土地開発公社名	長期借入金残高 (地方公共団体)	内訳						
		利率						
		0.0 %以上 0.2 %未満	0.2 %以上 0.4 %未満	0.4 %以上 0.6 %未満	0.6 %以上 0.8 %未満	0.8 %以上 1.0 %未満	1.0 %以上 1.2 %未満	1.2 %以上 1.4 %未満
1 川越市	0	0	0	0	0	0	0	0
2 熊谷市	0	0	0	0	0	0	0	0
3 川口市	1,479,559	1,479,559	0	0	0	0	0	0
4 行田市	0	0	0	0	0	0	0	0
5 所沢市	0	0	0	0	0	0	0	0
6 飯能市	2,647,800	0	2,647,800	0	0	0	0	0
7 春日部市	0	0	0	0	0	0	0	0
8 狭山市	541,130	541,130	0	0	0	0	0	0
9 鴻巣市	0	0	0	0	0	0	0	0
10 深谷市	42,200	42,200	0	0	0	0	0	0
11 上尾市	0	0	0	0	0	0	0	0
12 草加市	2,952,582	2,952,582	0	0	0	0	0	0
13 越谷市	0	0	0	0	0	0	0	0
14 蕨市	0	0	0	0	0	0	0	0
15 戸田市	2,404,234	2,404,234	0	0	0	0	0	0
16 入間市	0	0	0	0	0	0	0	0
17 朝霞市	0	0	0	0	0	0	0	0
18 和光市	0	0	0	0	0	0	0	0
19 桶川市	0	0	0	0	0	0	0	0
20 北本市	0	0	0	0	0	0	0	0
21 八潮市	398,129	398,129	0	0	0	0	0	0
22 富士見市	182,103	182,103	0	0	0	0	0	0
23 三郷市	0	0	0	0	0	0	0	0
24 蓮田市	0	0	0	0	0	0	0	0
25 坂戸市	0	0	0	0	0	0	0	0
26 幸手市	717,860	717,860	0	0	0	0	0	0
27 鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0	0	0
28 吉川市	0	0	0	0	0	0	0	0
29 ふじみ野市	2,083,771	2,083,771	0	0	0	0	0	0
30 白岡市	182,574	182,574	0	0	0	0	0	0
市計	13,631,942	10,984,142	2,647,800	0	0	0	0	0
31 伊奈町	121,273	121,273	0	0	0	0	0	0
32 三芳町	0	0	0	0	0	0	0	0
33 上里町	0	0	0	0	0	0	0	0
34 寄居町	0	0	0	0	0	0	0	0
35 宮代町	180,839	180,839	0	0	0	0	0	0
36 松伏町	92,225	92,225	0	0	0	0	0	0
町村計	394,337	394,337	0	0	0	0	0	0
県計	14,026,279	11,378,479	2,647,800	0	0	0	0	0

※地方公共団体(設立・出資団体以外の地方公共団体も含む。)からの借入残高(特定公共用地等先行取得資金融資制度による地方公共団体からの貸付分を含む。)をさします。

(単位:千円)

土地開発公社名		内訳				短期借入金残高 (地方公共団体)	借入金合計 (地方公共団体)
		利率					
		1.4 %以上 1.6 %未満	1.6 %以上 1.8 %未満	1.8 %以上 2.0 %未満	2.0 %以上		
1	川越市	0	0	0	0	0	0
2	熊谷市	0	0	0	0	0	0
3	川口市	0	0	0	0	0	1,479,559
4	行田市	0	0	0	0	0	0
5	所沢市	0	0	0	0	0	0
6	飯能市	0	0	0	0	0	2,647,800
7	春日部市	0	0	0	0	0	0
8	狭山市	0	0	0	0	0	541,130
9	鴻巣市	0	0	0	0	0	0
10	深谷市	0	0	0	0	0	42,200
11	上尾市	0	0	0	0	0	0
12	草加市	0	0	0	0	0	2,952,582
13	越谷市	0	0	0	0	0	0
14	蕨市	0	0	0	0	0	0
15	戸田市	0	0	0	0	0	2,404,234
16	入間市	0	0	0	0	0	0
17	朝霞市	0	0	0	0	0	0
18	和光市	0	0	0	0	0	0
19	桶川市	0	0	0	0	0	0
20	北本市	0	0	0	0	0	0
21	八潮市	0	0	0	0	0	398,129
22	富士見市	0	0	0	0	0	182,103
23	三郷市	0	0	0	0	0	0
24	蓮田市	0	0	0	0	0	0
25	坂戸市	0	0	0	0	0	0
26	幸手市	0	0	0	0	0	717,860
27	鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0
28	吉川市	0	0	0	0	0	0
29	ふじみ野市	0	0	0	0	0	2,083,771
30	白岡市	0	0	0	0	0	182,574
市計		0	0	0	0	0	13,631,942
31	伊奈町	0	0	0	0	0	121,273
32	三芳町	0	0	0	0	0	0
33	上里町	0	0	0	0	0	0
34	寄居町	0	0	0	0	0	0
35	宮代町	0	0	0	0	0	180,839
36	松伏町	0	0	0	0	0	92,225
町村計		0	0	0	0	0	394,337
県計		0	0	0	0	0	14,026,279

1 4 総務省土地開発公社経営健全化対策の概要

1 次対策・2 次対策について

1 根拠規定

土地開発公社経営健全化対策について

(総行地第 142 号・総財地第 266 号 平成 16 年 12 月 27 日付け総務事務次官通知)

(総行地第 12 号・総財地第 9 号 平成 20 年 2 月 6 日付け総務省自治行政局

地域振興課長・地方債課長通知)

2 対象団体

(1) 第一種経営健全化団体

平成 15・16 年度末又は平成 18 年度末（以下「基準年度末」という。）に保有する債務保証等対象土地の簿価総額を、同年度の設立・出資団体の標準財政規模で除した数値が 0.5 以上、又は 5 年以上保有土地の簿価について同様に算出した数値が 0.2 以上の土地開発公社

(2) 第二種経営健全化団体

上記の数値がそれぞれ 0.25 以上、又は 0.1 以上の土地開発公社

(3) 第三種経営健全化団体

次のいずれかに該当する土地開発公社

イ 遊休土地の取得及び用途変更により土地の活用を図ろうとする土地開発公社

ロ 「供用済土地」を有する土地開発公社

ハ 「土地売却未収金」がある土地開発公社

3 公社経営健全化団体の指定

(1) 公社経営健全化団体の指定

設立・出資団体の長が公社経営健全化計画を策定し、県知事に提出する。県知事は、その内容が適当であると認めるときは、計画提出団体を公社経営健全化団体として指定することができる。

(2) 公社経営健全化団体の指定を受けた団体

① 計画年度 平成 17 年度～平成 21 年度

熊谷市・新座市

② 計画年度 平成 18 年度～平成 22 年度

川口市・飯能市・蕨市・戸田市・桶川市

③ 計画年度 平成 20 年度～平成 24 年度

所沢市

4 公社経営健全化の目標

次の全てを達成させること

(1) 債務保証等対象土地の年度末簿価総額を当該年度の設立・出資団体の標準財政規

模で除した数値を 0.25 以下とする。又は 0.25 以上低下させること。

（第三種経営健全化公社では、設立・出資団体が定める目標値を達成すること。）

- (2) 債務保証等対象土地で 5 年以上保有土地の年度末簿価総額を当該年度の設立・出資団体の標準財政規模で除した数値を 0.1 以下とする。又は 0.1 以上低下させること。

（第三種経営健全化公社では、設立・出資団体が定める目標値を達成すること。）

- (3) 供用済土地及び設立・出資団体への土地売却未収金を解消すること。

- (4) その用途が明確でない土地を解消すること。

5 公社経営健全化団体に対する財政措置

(1) 地方債による措置

- ① 供用済土地を公社から取得する場合、一般単独事業債・一般事業（その他（その他））等による起債対象とする。
- ② 民間事業者への貸付により有効活用を図ることを目的として公社から土地を取得する場合、一般単独事業債・一般事業（その他（その他））等による起債対象とする。
- ③ 公社から土地を取得する場合、その保有期間にかかわらず、公共用地先行取得等事業による起債対象とする（第一種、又は第二種経営健全化公社のみ。）。
- ④ 債務保証等対象土地に係る資金について利子補給を行う場合、原資の全額を一般単独事業債・一般事業（貸付金）による起債対象とする（第一種、又は第二種経営健全化公社のみ。）。

(2) 特別交付税による措置（第一種経営健全化公社のみ）

- ① 上記③に係る地方債の利子支払額の 1/2 に相当する額（上限 2%）
- ② 上記④に係る地方債の利子支払額の 1/4 に相当する額（上限 1%）
- ③ 無利子貸付に係る資金調達に係る利子の 1/4 に相当する額（上限 1%）

3 次対策について

1 根拠規定

土地開発公社経営健全化対策について

（総行地第 9 号・総財公第 18 号 平成 25 年 2 月 28 日付け総務副大臣通知）

2 対象団体 ※指定は平成 25 年 4 月以降の予定

(1) 第一種経営健全化団体

平成 23 年度末（以下「基準年度末」という。）に保有する債務保証等対象土地の簿価総額を、同年度の設立・出資団体の標準財政規模で除した数値が 0.4 以上、又は保有期間が 5 年以上である債務保証等対象土地の簿価総額を同様に算出した数値が 0.2 以上の土地開発公社

(2) 第二種経営健全化団体

上記の数値がそれぞれ 0.2 以上、又は 0.1 以上の土地開発公社

3 公社経営健全化団体の指定

(1) 公社経営健全化団体の指定

設立・出資団体の長が公社経営健全化計画を策定し、県知事に提出する。県知事は、その内容が適当であると認めるときは、計画提出団体を公社経営健全化団体として指定することができる。

(2) 公社経営健全化団体の指定を受けた団体

- ① 計画年度 平成 25 年度～平成 29 年度
戸田市・八潮市
- ② 計画年度 平成 25 年度～平成 33 年度
蕨市

4 公社経営健全化の目標

次の全てを達成させること

- (1) 原則として平成 29 年度（以下「目標年度」という。）までに、債務保証等対象土地の年度末簿価総額を当該年度の設立・出資団体の標準財政規模で除して得た数値を 0.2 以下とする。
- (2) 目標年度までに、債務保証等対象土地であって 5 年以上保有土地の年度末簿価総額を当該年度の設立・出資団体の標準財政規模で除して得た数値を 0.1 以下とする。
- (3) 供用済土地及び設立・出資団体への土地売却未収金を解消すること。

5 公社経営健全化団体に対する財政措置

(1) 地方債による措置

- ① 公社の保有する債務保証等対象土地を取得する場合、その保有期間にかかわらず、公共用地先行取得等事業による起債対象とする。
- ② 土地開発公社に対して無利子貸付を行う場合、無利子貸付に係る貸付金は一般単独事業債・一般事業（貸付金）による起債対象とする。
- ③ 供用済土地を公社から取得する場合、普通会計分については、一般単独事業債・一般事業（その他（出資金・貸付金、負担金以外））による起債対象となり、公営企業会計分については、各事業債による起債対象とする。
- ④ 民間事業者への貸付により有効活用を図ることを目的として公社から債務保証等対象土地を取得する場合、一般単独事業債・一般事業（その他（出資金・貸付金、負担金以外））による起債対象とする。

(2) 特別交付税による措置（第一種経営健全化公社のみ）

- ① 上記①に係る地方債の利子支払額の 1/2 に相当する額（上限 2%）
- ② 上記②に係る地方債の利子支払額の 1/4 に相当する額（上限 1%）
- ③ 対象土地の保有に係る資金について利子補給する場合、利子補給に要した費用の 1/4 に相当する額（上限 1%）

15 第三セクター等の経営健全化の推進等について（総務省通知）

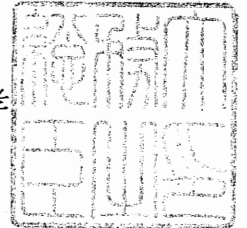
総 財 公 第 101 号

平成26年8月5日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 議 会 議 長
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 議 会 議 長

殿

総務大臣 新藤 義孝



第三セクター等の経営健全化の推進等について

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。このため、総務省においては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）の全面施行等を踏まえ、平成21年度から平成25年度までの間に「第三セクター等の抜本的改革」を集中的に推進したところです。

「第三セクター等の抜本的改革」の集中的な推進は、全国的には相当の成果をあげたことから、当初の予定どおり平成25年度末をもって一区切りとしました。

しかし、地方公共団体は自らの財政規律の強化を不断に図っていくことが重要であり、平成26年度以降においても、関係を有する第三セクター等について自らの判断と責任による効率化・経営健全化に取り組むことが必要となります。

このため、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）においても、地方財政改革の推進のために、「公営企業・第三セクター等の徹底した効率化・経営健全化を図る。」こととされているところです。

特に、第三セクター等の財政的なリスクを正確に把握していない地方公共団体や同リスクが潜在的に極めて高い水準に達している地方公共団体等にあっては、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことが求められます。

また、人口減少・少子高齢化、インフラの老朽化等を始めとする現下の社会経済情勢を踏まえれば、公共部門においても民間の資金やノウハウの活用により、経済再生・地域再生と財政健全化の両立を図ることも重要です。

第三セクター等は、健全な経営が行われる場合には、公共部門において民間の資金やノウハウを活用するための有力な手法の一つとなるとともに、経営が好調な場合には投下した資金を上回る経済効果をあげることが可能であり、また、市町村の圏域を越えた活動が可能であること等の長所も有しているところです。このため、地方公共団体は、適切な経営が行われることを前提として、第三セクター等を活用した経済再生・地域再生等について検討することも重要です。

これらのことを踏まえて、今般、総務省においては「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定しました。各地方公共団体におかれては、同指針の内容に十分留意の上、自らが関係する第三セクター等について、効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立に適切に取り組まれるようお願いします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議長に対しても、この旨を周知していただくとともに、適切な御助言をお願いします。

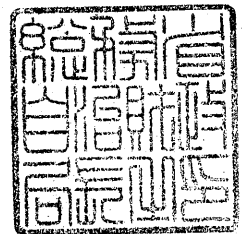
なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

総財公第 102 号
平成 26 年 8 月 5 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 議 会 議 長
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 議 会 議 長

殿

総務省自治財政局長



第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について

標記については、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成 26 年 8 月 5 日付総財公第 101 号総務大臣通知）により、各地方公共団体が第三セクター等の効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立に適切に取り組まれることを要請しているところです。

これを踏まえて、総務省においては、第三セクター等の経営改革等に関する新たなガイドラインとして、別添のとおり「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定しました。各地方公共団体におかれては、指針の内容に十分留意の上、適切な対応をお願いします。

なお、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（平成 21 年 6 月 23 日付総財公第 95 号）は、廃止します。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議員に対しても、この旨を周知していただくとともに、適切な御助言をお願いします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

第三セクター等の経営健全化等に関する指針

第1. 本指針の基本的な考え方

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等（第三セクター及び地方公社（注1））は、地域において住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。地方公共団体は、関係を有する第三セクター等について、自らの判断と責任により徹底した効率化・経営健全化等についての取組を進め、もって財政規律の強化に努めることが必要である。

特に、地方公共団体が損失補償を行っている第三セクター等の債務については、第三セクター等の経営状況が著しく悪化している場合には、将来的に地方公共団体に多額の財政負担が生じるおそれがある。第三セクター等の抜本的改革（注2）を必要とする状況にありながらも、取組が遅れている地方公共団体にあつては、抜本的改革を含む経営健全化について、速やかに取り組むことが求められる。

一方、人口減少・少子高齢化、インフラの老朽化等を始めとする現下の社会経済情勢においては、地方公共団体の区域を超えた施策の展開、民間企業（第三セクター等以外の企業をいう。以下同じ。）の立地が期待できない地域における産業の振興や雇用の確保、公共性、公益性が高い事業の効率的な実施等が強く期待されるところであり、第三セクター等はそれらを実現するための有効な手法となる場合がある。

各地方公共団体におかれては、これらの点を踏まえて、出資（原則として25%以上）を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人を対象として、効率化・経営健全化と地域活性化等に資する有意義な活用の両立に取り組まれるよう留意されたい。

（注1）

本指針において、「第三セクター」とは地方公共団体が出資又は出えん（以下単に「出資」という。）を行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。以下同じ。）並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいうものとする。

（注2）

「第三セクター等の抜本的改革」とは、第三セクター等が行っている事業そのものの意義（必要性、公益性）、採算性等について改めて検討を行い、事業継続の是非や事業手法の選択について、第三セクター等の存廃を含めて判断を行うことをいう。

第2. 地方公共団体の第三セクター等への関与

地方公共団体は、以下の点に留意して、第三セクター等の健全な経営が維持されるように、経営状況等を把握し、適切な関与を行うことが必要である。

1 経営状況等の把握、監査、評価

- (1) 地方公共団体は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下、「健全化法」という。）の趣旨を踏まえ、関係する第三セクター等の現在又は将来の経営状況や資産債務の状況について、適切に把握を行うことが必要である。その際、同法の損失補償債務等負担見込額の算定基準等に基づくことが適当であり、また、その法人形態や行う事業の特性にも留意するべきである。

特に、当該第三セクター等に関する地方公共団体の現在及び将来における財政的リスク（詳細は第 2. 4（公的支援（財政支援）の考え方）を参照）について、別紙 1 も参考として、適切かつ簡明な把握を行うことが必要である。

第三セクター等の経営状況等の正確な把握を行うためには、当該第三セクター等の財務諸表の適正性の確保が前提となるため、当該法人の形態等に応じた適切な会計基準を適用することが重要である。

また、資産（販売用資産、事業用資産等）については、時価額や売却の可否等について、当該資産の実情や特性を踏まえた適切な手法と水準で把握することが望ましい。

- (2) 地方公共団体の長は、第三セクター等に対する財政援助についての監査（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項前段）、出資法人に対する監査（同項後段）及び外部監査制度（同法第 252 条の 37 第 4 項等）等により、第三セクター等の経営や公的支援の実態を把握し、監査結果については議会・住民に対して説明を行うとともに、当該監査結果を踏まえた措置を速やかに講じるべきである。

また、一定の要件を満たす一般社団法人及び一般財団法人、並びに会社法法人は、法令に基づき会計監査人の監査を受けることが義務付けられていることに留意するとともに、それ以外の第三セクター等についても外部の監査を積極的に活用することが望ましい。

- (3) 地方公共団体は、経営・資産債務の状況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要である。

評価に当たっては、外部の専門家の意見等も参考としつつ、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査するとともに、第三セクター等以外の事業手法との比較も行い、最終的な費用対効果に留意することが必要である。その際、当該第三セクター等の「存続（事業継続）の前提となる条件」（ゴーイング・コンサーン）の明確化に取り組むことが望ましい。

なお、地方公共団体は、これらの評価に先立って第三セクター等が自ら評価を積極的に行うよう指導・監督等を行うとともに、合理的な評価基準の策定等に取り組むことが望ましい。

- (4) 第三セクター等の経営状況等について把握、監査、評価を行った結果、現在又は将来における経営の悪化、健全性の喪失等が判明した場合には、速やかにその旨を明らかにし、経営健全化に取り組むことが必要である。

2 議会への説明と住民への情報公開

地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、第三セクター等の経営諸指標（経常収支比率、流動比率、自己資本比率、有利子負債比率等）、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要である。

そのためには、地方公共団体が第三セクター等の経営状況等を一覧できる資料を作成し公表することや、第三セクター等が自ら積極的な情報公開等に取り組むように指導すること等も有効であると考えられる。

また、第三セクター等の他の出資者及び利害関係者（債権者、取引先等）に対しても、経営状況等について十分な説明が行われ、理解が得られるように努めることが求められる。

3 経営責任の明確化と徹底した効率化等

- (1) 第三セクター等は、地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、第三セクター等の経営責任は経営者に帰するものである。

経営者は、第三セクター等の経営が悪化した場合等には、民事・刑事上の法的責任追及が行われる可能性があり得ることを十分に認識した上で、第三セクター等の経営に当たることが必要である。

- (2) 地方公共団体は、第三セクター等の役職員の選任について、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材が積極的に登用されるように努めることが必要である。

第三セクター等の事業内容、他の出資者及び利害関係者との関係等により、地方公共団体の長や職員が役員に就任する場合にあっては、その職責を果たし得るのか、十分に検討を行うことが求められる。

また、地方公共団体を退職した者を第三セクター等が採用する場合にあっては、当該第三セクター等が必要とする能力・知見を有する人材であるか、よりふさわしい人材はいないのか等の観点から、十分な検討を行った上で採用することが必要である。

- (3) 地方公共団体は、第三セクター等の役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等、徹底した効率化について不断の取組を進めることが必要不可欠である。

また、第三セクター等の内部における組織体制、責任、サービス、会計及び資金の管理・運用等の経営上の重要事項について、あらかじめ当該地方公共団体としての指導・監督方針や基準を策定し、明確にしておくことが望ましい。

- (4) 地方公共団体は、第三セクター等の経営において、民間の資金やノウハウを可能な限り活用するように留意するべきである。このような観点から、当該第三セクター等

の経営が設立当初から良好である場合はもとより、設立当初には収益が上がらなくとも、将来的には収支が均衡し、継続的に自立した経営を行う見込がある場合には、完全な民営化（地方公共団体からの出資の解消）を視野に入れた経営のあり方についても検討することが望ましい。

- (5) 地方公共団体は、第三セクター等の資金調達について、4（公的支援（財政支援）の考え方）に記載する公的支援（財政支援）の考え方も踏まえ、地方公共団体の信用力に依存するのではなく、徹底した情報開示を前提とした上で、自立的に行われるように留意すべきである。

4 公的支援（財政支援）の考え方

(1) 基本的な考え方

第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体として、公共性、公益性が高い事業を行う法人である。その経営は原則として当該第三セクター等の自助努力により行われるべきであるが、性質上当該第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、地方公共団体が公的支援を行うこともやむを得ないものと考えられる。

公的支援を行う場合にあっては、支援を漫然と継続することや、支援の規模が安易に拡大することがないようにすることが特に重要である。このため、地方公共団体と第三セクター等の間で、公的支援の上限や期限、支援を打ち切る要件等について取り決めておくことが必要である。その際には、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、法人形態、「存続の前提となる条件」（ゴーイング・コンサーン）等を踏まえた検討を行うことが求められる。

なお、地方公共団体が第三セクター等に対する事実上の支援として行う業務委託等や、地方公共団体が給与等を負担する職員の出向等についても同様に取り扱うことが必要である。

(2) 損失補償（債務保証を含む。）

地方公共団体が第三セクター等の債務について行う損失補償（地方道路公社及び土地開発公社に対する債務保証を含む。以下同じ。）は、将来的にはその一部又は全部を負担する可能性を有するものである。特に、多額の損失補償を行う第三セクター等が経営破たんした場合には、当該地方公共団体は巨額の債務（財政負担）を負うという特別なリスクが存在する。

加えて、第三セクター等に対する金融機関等による資金調達面からのガバナンスが希薄となるため、本来は存続困難な事業が存続したり、第三セクター等、地方公共団体、金融機関等の間で適切なリスク分担が行われないなどの問題を有する。

このため、地方公共団体が第三セクター等に対して公的支援を行う場合には、債務について損失補償を行うべきではない。これは、既に地方公共団体が損失補償を行っ

ている債務の借換えを行う場合や政府関係機関等が第三セクター等に対して貸付けを行う場合にも同様である。

また、既存の損失補償債務についても、地方公共団体は適切な把握及び管理を行うとともに、計画的に削減することが必要である。

他の方策による公的支援では対応困難であるなど、真に必要やむを得ず損失補償を行う場合には、あらかじめ損失補償契約の内容、損失補償を行う特別な理由・必要性、対象債務の返済の見通しとその確実性、健全化法の規定に基づき将来負担比率に算入される一般会計等負担見込額、損失補償を行っている債務（財政負担）を当該地方公共団体が負うことになった場合の影響等を記載した調書を調製した上で、議会・住民等に対して明らかにし、理解を得るべきである。

(3) 短期貸付け

地方公共団体が第三セクター等に対して短期貸付け（同一年度に貸付けと返済の双方が行われる貸付け）を反復かつ継続的に実施することは、本来は長期貸付け又は補助金の交付等により対応すべきであって制度の趣旨を逸脱しており、他の方策による公的支援に移行することが必要である。

また、短期貸付けは、損失補償と同様に、当該第三セクター等が経営破たんした場合には、その年度の地方公共団体の財政収支に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、避けるべきである。

特に、短期貸付けの出納整理期間における返済を恒常的に行っている場合には、予算単年度主義の原則や健全化法の趣旨に反している。このような不適切な取扱いを行っている地方公共団体は、法の趣旨を十分に踏まえ、速やかに見直すことが強く求められる。

(4) 長期貸付け

地方公共団体が第三セクター等に対して行う長期貸付けについては、一般的に、損失補償や短期貸付けと比べれば地方公共団体の財政的リスクは低いものと考えられるが、一の年度に多額の償還が見込まれる場合や地方債（いわゆる「貸付金債」）を財源としている場合等には、長期貸付けを行う第三セクター等の経営の著しい悪化が地方公共団体の財政運営に大きな影響を及ぼすおそれがあることに留意することが必要である。

(5) 出資（増資を含む。）

地方公共団体が第三セクター等に対して行う出資（増資を含む。）は、公的支援の手法としては、地方公共団体には既に行った出資が毀損すること以上の財政負担が生じることはないという特性を有し、また、出資額に応じた権利等が生じる場合が多い。

このため、第4（第三セクター等の設立）において詳述する公と民の役割やリスク等の分担の考え方と公的支援としての意義の双方を勘案して、出資の是非・規模等を判断することが必要である。

なお、第三セクター等のガバナンスを強化するため、地方公共団体が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内であることを、当事者間のもとより、利害関係者等に対しても明確にしておくことが重要である。

また、地方債（いわゆる「出資金債」）を財源として出資を行っている場合においては、(4)（長期貸付け）と同様、出資を行う第三セクター等の経営が破たんした場合等には出資金債の繰上償還等が求められ、当該地方公共団体の財政運営に大きな影響を及ぼすおそれがあることに留意することが必要である。

(6) 長等の私人としての債務保証

地方公共団体の長等が私人としての立場で第三セクター等の債務を保証することは、公職としての立場での契約と混同されるおそれがあるため、行うべきではない。現在このような契約を行っている場合には、早急に是正することが必要である。

第3. 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化

地方公共団体が経営状況等の把握に努めた結果、現在又は将来の経営の悪化、健全性の喪失等が判明した場合には、速やかにその旨を明らかにし、経営健全化に取り組むことが必要である。特に、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において、経営が著しく悪化している場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化を検討することが強く求められる。

地方公共団体は第三セクター等の経営健全化、特に抜本的改革を含む経営健全化に取り組む場合には、以下の点に留意することが必要である。

1 第三セクター等の経営健全化についての役割分担

(1) 第三セクター等の経営は、地方公共団体から独立した事業主体として、自らの判断と責任に基づいて遂行することが原則であるが、経営が悪化した場合の経営健全化、特に、抜本的改革については、事業の公共性、公益性、地方公共団体が行う公的支援による財政的リスク等を踏まえて、地方公共団体が主導することが必要である。

(2) 地方公共団体は、第三セクター等が経営悪化に至った主たる要因が、公共性、公益性が高い事業を行ったことにより生じた損失以外である場合には、財政支援は行うべきではない。

また、第三セクター等が公共性、公益性が高い事業を行っていたとしても、財政支援の前に経営の効率化、合理化の余地について検討し、速やかに取り組むことは当然である。

2 抜本的改革を含む経営健全化

(1) 以下の基準に該当する第三セクター等については、地方公共団体が抜本的改革を含む経営健全化に取り組むべき対象とすることが適当である。

- ① 公共性、公益性が喪失したか、著しく低下したもの。
- ② 他の事業手法（例えば、地方公共団体の直営、民間企業への委託等）と比べて費用対効果が乏しいもの。
- ③ 実質的に（事業の内容に応じて時価で評価した場合に）債務超過であるもの。
- ④ 地方公共団体が多大な財政的リスクを有するもの。具体的な基準を一律に設定することは困難であるが、一つの目安として、地方公共団体が第三セクター等に対して行う損失補償及び短期貸付けの標準財政規模に対する比率が、当該地方公共団体の実質赤字の早期健全化基準の水準（標準財政規模と比較して都道府県は 3.75%、市町村は 11.25%～15%）に達している場合には、多大な財政的リスクを有するものとして取り扱うことが適当である。（別紙 1 参照）
- ⑤ 「存続の前提となる条件」（ゴーイング・コンサーン）を満たさなくなったもの。

(2) 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化について、地方公共団体は、別紙フローチャートの手順により検討を行うことが適当である。（別紙 2 参照）

なお、フローチャート中の「採算性」の判断に当たって、以下の基準に該当する第三セクター等については、原則として採算性が無いものと判断することが適当である。

- ① 損失補償を行っている第三セクター等（地方道路公社及び土地開発公社を除く。）で、損失補償債務等についての一般会計等負担見込額の算定に関する基準（平成 20 年総務省告示第 242 号）における標準評価方式において損失補償債務が B～E と評価されたもの、又は個別評価方式においてその算入割合が 30%以上とされたもの（B～E は負担額の算入割合の基準であり、破たん可能性ではないことに留意が必要。）。
- ② 損失補償を行っていない第三セクター等（地方道路公社及び土地開発公社を除く。）で、次のいずれかに該当するもの。
 - ア 経常収支が赤字のもの。地方公共団体から補助金等の財政援助を受けている場合はその額を控除の上、判断すること。
 - イ 債務超過であるもの。含み損のある資産を保有している場合はそれを反映の上、判断すること。
 - ウ 債務の元利償還がある場合、当該償還費の 10%以上を地方公共団体からの補助金又は実質的な新規貸付金等の財政支援に依存しているもの。
- ③ 地方道路公社
 - 料金収入が管理運営費（借入金利息を含む。）に満たない不採算路線を有するもの。
- ④ 土地開発公社
 - 損失補償を付した借入金によって取得された土地で保有期間が 5 年以上であるものを保有しているもの、又は保有している資産を時価評価等した場合に実質的に債務超過であると認められるもの。

(3) 地方公共団体の長は、第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化の検討に当たり、関連予算の議決、地方公社の解散、和解契約の締結等の局面で議会の議決が行

われることに留意の上、議会・住民等に対して以下に掲げる事項について十分に明らかにすることが適当である。

- ① 事業採択から現状に至った経緯と責任
- ② 当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化を行うに当たって、最善と考えられる選択（手法）とその理由
- ③ 事業の整理（売却・清算）又は再生を選択し、それに伴い損失補償の履行等を行う必要がある場合にはその旨と財源
- ④ 他の出資者及び利害関係者との費用分担の考え方

- (4) 地方公共団体は、第三セクター等の抜本的改革を行った結果、第三セクター等が行っていた事業を地方公共団体又は別の第三セクター等に引き継ぐ場合には、当該事業が地方公共団体の財政に及ぼす影響等を勘案の上、経営状況、資産管理状況等を議会・住民等に明らかにすることが必要である。

3 債務調整を伴う処理策

- (1) 地方公共団体が債務調整を伴う処理策を実行する場合には、手続き、内容等についての公平性、透明性等を確保することが必要である。このため、債務調整に当たっては、法的整理や私的整理に関するガイドライン、RCC企業再生スキーム、中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順、特定認証紛争解決手続等の一般に公表された債務処理の準則等について、各手法の特性を十分に理解した上で、活用を図ることが適当である。

- (2) 地方公共団体は、第三セクター等に対する公的支援についての第2.4（公的支援（財政支援）の考え方）の考え方を踏まえ、処理策の実行においても新たな損失補償は行うべきではない。

また、当該第三セクター等の債務を地方公共団体が代わって引き受ける免責的債務引受は、既に付した損失補償債務の範囲内であって、当該債務の短期かつ確実な履行のため等の特別な理由がある場合を除き、行わないことが適当である。

さらに、地方公共団体の長等が個人保証を行っている場合に、個人の限度を超えた負担が求められることにより、抜本的処理策推進の阻害要因となることがないように、関係者間で必要な調整が行われるべきである。

第4. 第三セクター等の設立

第三セクター等の設立等については、以下の点に留意して検討を行い、事業を行うために最も適切な手法・法人形態等を選択し、実施体制を構築することが必要である。

- (1) 地方公共団体が、公共性、公益性と採算性を併せ持つ事業を実施する手法を選定する場合には、事業そのものの地域における意義や必要性、収支等の将来見通し、費用対効果等について検討を行い、第三セクター等以外の事業手法も含めて具体的な比較

を行うことが必要である。

検討に当たっては、外部の専門家の意見を聴取すること等により、客観性、専門性の確保に特に留意した上で、将来の需要予測、事業計画の策定等を行うことが強く求められる。事業実施ありきによる収支の辻褃合わせは厳に行うべきではない。

- (2) 役割を終えた第三セクター等については、整理や地方公共団体の関与の解消等を検討すべきである。このことを踏まえて、地方公共団体は当該第三セクター等の「存続の前提となる条件」（ゴーイング・コンサーン）を設立の際に明らかにしておくことが適当である。
- (3) 地方公共団体と第三セクター等が一体的なものであるとの誤解や、地方公共団体が第三セクター等の債務等について暗黙の保証を行っているとの誤解等を他の出資者、利害関係者から受けることがないように、それぞれの法的責任及び財政的負担の範囲を明確に示しておくことが必要である。
- (4) 検討の結果として、「第三セクター等」という事業手法を採用した場合には、当該事業・住民サービスを第三セクター等の方式で行う理由、地方公共団体の負担・リスク等の見込み等について、議会・住民や利害関係者等の理解を得ることが必要である。
- (5) 新たに設立する第三セクター等に対して地方公共団体が行う公的支援については、第2. 4（公的支援（財政支援）の考え方）に記載されている内容に十分に留意することが必要である。
- (6) 第三セクター等の資金調達については、地方公共団体の財政健全化と当該第三セクター等の自主的な経営の観点から、地方公共団体の信用に依存するのではなく、第三セクター等が行う事業自体の収益性に着目した資金調達（プロジェクト・ファイナンスの考え方に立った資金調達）を始めとする自立的な資金調達を基本とするべきである。地方公共団体は、特に公共性、公益性が高い事業を除き、投入した資金を事業収入により回収することが困難と認められる場合には、第三セクター等による事業化を断念すべきである。
- (7) 第三セクター等の設立に当たっては、当該第三セクター等が安定的に経営を継続することが可能となる規模の資本を確保することが必要である。資本のうち、地方公共団体が出資する額の検討に際しては、事業の公共性、公益性とともに、できる限り民間活力を活用することを検討すべきである。

なお、地方公共団体が経営に関し主導的な地位を確保すべき場合には、必要な割合の出資を行うことが必要である。

第5．第三セクター等の活用

人口減少・少子高齢化、インフラの老朽化、国・地方を通じた厳しい財政状況を始めとする現下の社会経済情勢においては、単独の地方公共団体が自ら直接に事務事業を執行する手法のみによっては、地域住民が必要とする住民サービスの提供、施策の展開等が困難となってきた。地方公共団体の区域を超えた施策の展開、民間企業の立地が期待できない地域における産業の振興や雇用の確保等が強く期待されるとともに、行政が担うべき分野全般においても、より効率的な業務の執行が求められている。

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等は、これらの課題を克服していく上で、有効な手法となる場合がある。地方公共団体は、本指針においてこれまで述べてきた事項に十分に留意しながら、第三セクター等が有する以下のような長所を踏まえ、有効に活用することが望ましい。

1 地方公共団体の区域を超えた活動

現状では、第三セクター等は、複数の地方公共団体がそれぞれの区域を超えて共同で事業を実施するための簡便で有効な手法の一つである。

第三セクター等を活用した場合には、一部事務組合や広域連合等の他の広域的な枠組みと比べて、広域的な事業の開始（第三セクター等の設立）と終了（第三セクター等の解散）が簡便な手続きで行うことができること、事業の運営の多くが第三セクター等の自主性や関係者の合意等に委ねられていること等により、事業を機動的、弾力的に行うことが可能である。

2 民間企業の立地が期待できない地域における事業実施

民間企業の立地が期待できない地域（特に、中山間地域、離島等）においては、第三セクター等は、産業振興、地域活性化等に取り組むための有効な手法となる場合がある。民間の資金やノウハウを適切に活用し、地域の特産品の製造・販売、観光施設等の経営、地域おこしに関わるイベントの企画等に取り組むことが考えられ、また、収益を住民サービスに還元することも可能である。

初期投資（イニシャルコスト）等は地方公共団体が負担しながらも、第三セクター等が経営の安定により地方公共団体の関与・支援を必要としなくなった場合には、地方公共団体との関係を解消（地方公共団体の出資の返還、保有株式の買い取り等）するなど、第三セクター等という手法を法人が自立的な運営が可能となるまでの過渡的な事業手法として取り扱うことも可能である。

3 公共性、公益性が高い事業の効率的な実施

まちづくり、福祉、インフラの提供、地域活性化等の事業について、第三セクター等が民間企業と同様の機動的、効率的な経営手法で行政の補完・代行機能を果たすことにより、地方公共団体が直接実施するよりも効率的に、或いはユニークな形で行うことが可能となる場合がある。

特に、公共施設、インフラ等の維持・管理、運営等については、地方公共団体が直接

実施するよりも、第三セクター等が事業を行うことにより、効率化が図られ、新たな価値が生み出される事例が見受けられるところである。現在、多くの第三セクター等が PFI 事業における選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 5 項）や指定管理者（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）として、地域において一定の役割を果たしている。

また、これらの事業について、民間企業を事業実施主体とするのでは、公共性、公益性の担保について、議会・住民等の理解や支持が得られにくいことがあり、このような場合に、第三セクター等が主体となることで、確実かつ円滑な進捗が可能となることが考えられる。

第 6. その他

1 市町村に対する都道府県の支援

都道府県にあっては、市町村の第三セクター等について、市町村が行う抜本的改革を含む経営健全化を始め、設立、運営等について実効性のある支援を行うことが必要であり、先進事例の紹介、企業会計に精通した人材のあっせん、助言や情報提供等を行うべきである。

2 関係府省の支援

地方公共団体は、地方公社、林業公社を始め、国の施策に関連して設立された第三セクター等について、抜本的改革を含む経営健全化の取組を行う場合には、関係府省による地方公共団体に対する支援策を有効に活用することが適当である。

3 インフラ老朽化対策への対応

「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日付インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）において、地方公共団体は、自らが出資等を行っている各インフラの管理者に対し、必要に応じて行動計画及び個別施設計画の策定等を要請すること等が求められている。地方公共団体は、このことを踏まえて、関係する第三セクター等に対して、適切な要請、助言、支援等を行うことが必要である。

4 先進的事例の活用

地方公共団体が第三セクター等の効率化・経営健全化と活用に取り組む場合には、先進事例を参考とすることが有効である。

総務省においては、先進的取組の事例を整理し、紹介する予定である。地方公共団体におかれては、このような情報も参考として、適切に取組を進められたい。

1. 債権・出資金の放棄額

地方公共団体にとって当該年度の財源は不要であるが資産が減少するものである。

① 長期貸付金

② 出資金

計

α

2. 当該年度に財源を要する財政的リスク

破たん時(破たん年度)に地方公共団体が負担する可能性がある財政的リスクである。

① 損失補償・債務保証

② 短期貸付金

計

β

$$\frac{\beta}{\text{標準財政規模}} = \text{ }$$

3. 財源が手当てできない可能性がある財政的リスク

上記β から第三セクター等による弁済や財源充当が可能なものを控除したもの。地方公共団体にとって財源手当てができない場合には実質赤字額となる可能性があるものである。

① 第三セクター等の弁済可能額(※)

② 地方公共団体の財政調整基金額

計

γ

$$\frac{\beta - \gamma}{\text{標準財政規模}} = \text{ }$$

※破たん時に弁済可能なもののみ(預貯金や速やかな売却可能な資産(時価額)のみ)。

なお、土地等については破たん時に適切な価格で売却できないリスクを考慮。)。

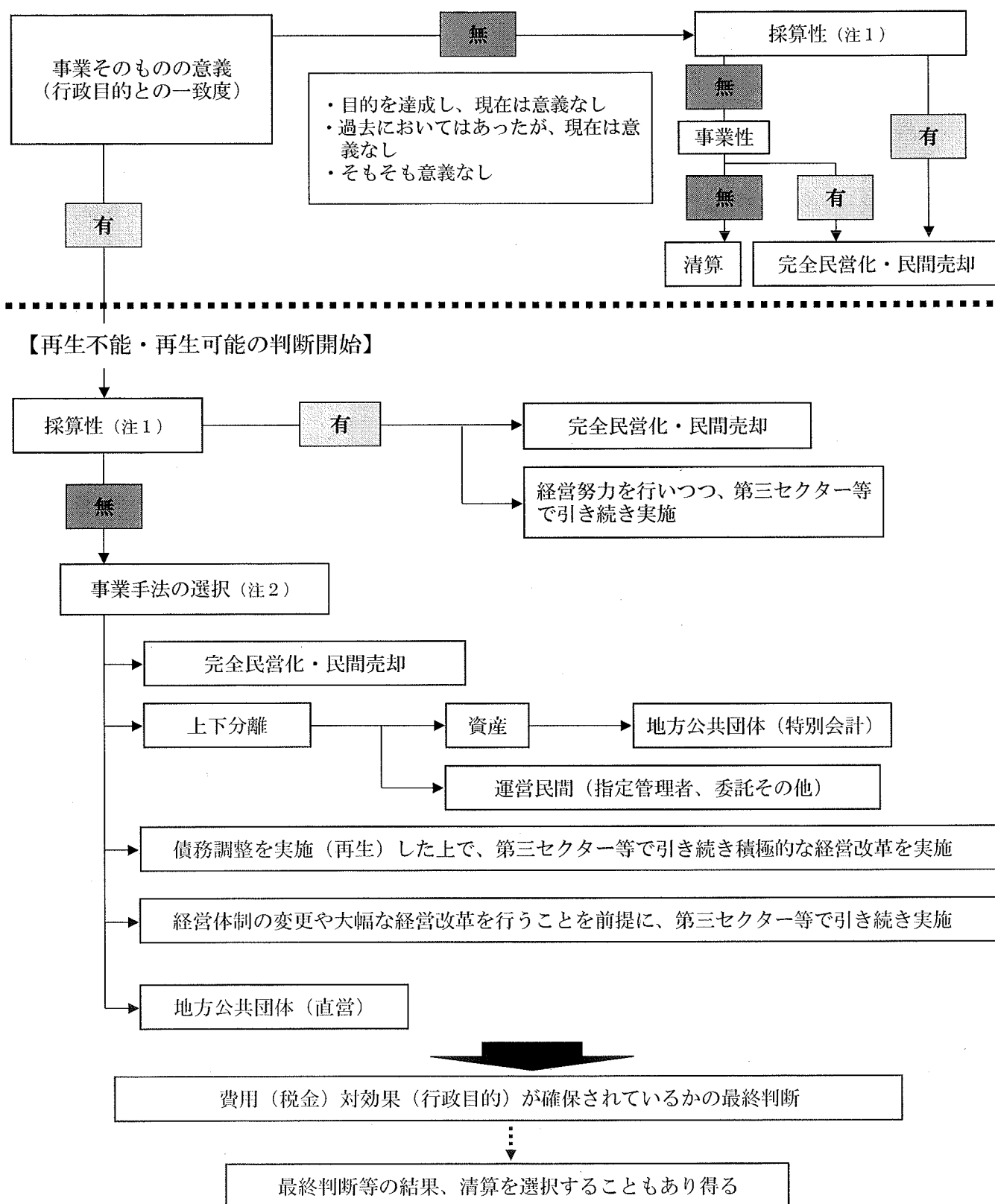
4. 将来的なリスクを見込んだ財政的リスク

現在の財政的リスクに今後の赤字見込額や金利増加額を加算したもの。将来的に地方公共団体が負担する可能性がある(場合によっては実質赤字となる可能性がある)財政的リスクである。

$$\frac{\delta + \text{毎年度の赤字見込額合計} + \text{毎年度の金利負担額合計(金利上昇の場合も想定)} + \text{資産価値下落見込額}}{\text{標準財政規模}} = \text{ }$$

※長期貸付金のうちN年度までの返済を見込んでいる場合には必要に応じて赤字見込額に含めるべきである。

【抜本的改革を含む経営健全化の取組に係る検討のフローチャート】



注1 採算性の判断に当たっては、基本的に、指針第3を参照のこと。

注2 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限って、補助金を投入することもあり得る。

16 土地開発公社の抜本的改革について（総務省通知）

総行地第84号

平成21年8月26日

各都道府県土地開発公社担当部長
各指定都市土地開発公社担当局長 殿
各都道府県市区町村土地開発公社担当部長

総務省自治行政局地域振興室長

土地開発公社の抜本的改革について

土地開発公社については、借入金によって取得された土地を長期に保有しているものが多く見られ、また、保有している資産を時価評価等した場合に実質的に債務超過であると認められるものもあるところです。

また、平成21年4月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）が全面的に施行されたことに伴い、健全化判断比率の一つである将来負担比率に土地開発公社を含む第三セクター等の負債の額等のうち一定部分が一般会計等の負担見込額として算入されることなどから、地方公共団体においては将来の財政の健全な運営に資するよう、土地開発公社の将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むことが求められています。

このため、原則としてすべての土地開発公社を対象として、その存廃を含めた検討を行った上で抜本的改革を集中的かつ積極的に行う必要があります。

つきましては、各地方公共団体におかれては、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知）も踏まえ、下記の内容に十分留意の上、適切な対応をお願いします。

また、土地開発公社の存廃を含めた抜本的改革の際に第三セクター等改革推進債を活用する場合の取扱いについては、「第三セクター等改革推進債の取扱いについて」（平成21年4月10日付け総務省自治財政局公営企業課長通知。以下「取扱通知」という。）により通知されているところですが、土地開発公社については同通知によるほか、下記第3のとおりとするので、取扱いに留意願います。

おって、貴都道府県内の市区町村にも本通知の趣旨について周知されるようお願いします。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

記

第1 土地開発公社の抜本的改革

土地開発公社については、借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上であるものを保有しているものが多く見られ、また、保有している資産を時価評価等した場合に実質的に債務超過であると認められるものもある。このような状況を踏まえ、

ア 土地開発公社を通じた土地取得を実施する必要性

イ 土地開発公社が保有する土地の処分計画

を総合的に勘案し、業務運営について見直しを行った上で、第3で述べる第三セクター等改革推進債も活用し、原則としてすべての土地開発公社について抜本的改革を集中的かつ積極的に行うこと。

抜本的改革に当たっては、存続の必要性が認められない土地開発公社については解散を検討し、存続の必要性が認められる土地開発公社であっても、個別の業務ごとに継続する必要性を確認の上で、業務の一部の廃止について検討すること。

1 土地開発公社を通じた土地取得を実施する必要性の整理

土地開発公社を通じた土地取得を実施する必要性について改めて整理すること。
その際、

ア 金融機関から機動的に資金借入が実施できる

イ 将来の事業のために土地を安定的、計画的に取得することができる

ウ 土地の取得の手続を機動的、弾力的に行うことが可能である
等の土地開発公社特有の機能だけに着目するのではなく、
ア 処分見通しの困難な土地を長期にわたり抱えるおそれがある
イ 処分が進まないまま取得に係る借入の利子負担が増大するおそれがある
等の将来起こりうる問題も十分に考慮した上で検討すること。

2 土地開発公社が保有する土地の処分計画

土地開発公社が保有するすべての土地について当該土地の現在の必要性、地価の動向等を十分に検討し、処分計画を明らかにした上で、積極的な処分を図ること。なお、当初の事業計画に基づき処分することが困難となった土地については、そのような状態になった経緯を明らかにすること。

3 特定土地の保有状況の把握及び処分の推進

上記2の検討の結果、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下「公有地拡大推進法」という。）第17条第1項第1号に係る業務（以下「1号業務」という。）に係る土地のうち、「土地開発公社経理基準要綱」（昭和54年12月19日付け自治大臣官房地域政策課長通知）第3条(11)に規定する特定土地と判断されたものについては、売却等により速やかな処分を図ること。

第2 存続する土地開発公社の業務運営に係る留意事項

業務の一部を廃止するものも含め、今後、引き続き存続することとした土地開発公社については以下に掲げる事項に十分に留意し、健全な経営を維持するよう努めること。

1 土地開発公社を通じた用地取得業務の在り方

今後、処分が困難な土地を保有することにより土地開発公社の健全な経営を阻害することのないよう、地方公共団体が土地開発公社に土地取得を依頼する場合は、土地利用計画、地価の動向等を十分に検討し、明確な買い取りの見通しをもって行うこと。また、工業用地、住宅用地等の造成事業については、土地開発公社に地域の経済社会情勢を長期的に展望させつつ、事業の見通しについて慎重に検討させること。このほか、「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について

（土地開発公社関係）」（昭和47年8月28日付け建設省都市局長・自治大臣官房長通知）において留意事項を列挙しているので徹底すること。

2 土地の価額の適正な評価を通じた経営状況の適切な把握

- (1) 「「土地開発公社の経理について」の一部改正について」（平成17年1月21日付け総務省自治行政局地域振興課長通知）により改正した「土地開発公社経理基準要綱」については、直ちに実施に移すことが困難な場合、当分の間、従来の方法によることも差し支えないとの経過措置を設けていたところである。

しかしながら、

ア 同改正通知に基づく改正事項の適用開始から相当程度の期間が経過し経過措置を設ける必要性が薄れたこと

イ 平成21年4月に地方公共団体財政健全化法が全面的に施行され、土地開発公社が保有する公有地拡大推進法第17条第1項第2号に規定する業務（以下「2号業務」という。）に係る土地等について時価評価が必要とされていること

にかんがみ、同改正通知に基づく改正事項については、平成21年度決算から実施に移すこととする。なお、必要に応じ実施状況について報告を求めることがあるので留意すること。

- (2) 特定土地、2号業務に係る土地及び代替地については、時価が取得原価に比べて著しく下落していないか改めて確認し、財務諸表に適切に反映するよう努めること。

第3 第三セクター等改革推進債を活用する際の留意事項

第三セクター等改革推進債を活用し土地開発公社の抜本的改革を行う場合は、取扱通知を踏まえつつ、次に掲げる事項に留意すること。

- 1 土地開発公社の借入金を償還する際は、あらかじめ借入先の金融機関と十分に協議すること。
- 2 地方財政法（昭和23年法律第109号）第33条の5の7第1項第3号に規

定する「業務の一部の廃止」（以下単に「業務の一部の廃止」という。）は、原則として以下のとおり実施すること。

ア 公有地拡大推進法第17条第1項第1号イからホまでの各規定に掲げる土地に係る業務（以下「1号業務の細目」という。）のうち、特定土地を含むものについて廃止すること。

イ 処分が困難な土地を含む2号業務について、2号業務の全体を廃止すること。

ウ 廃止する業務に係る規定を削除するよう定款を変更すること。

ただし、売却時期がすでに決まっている等、廃止する業務に係る土地のうち確実な処分の見通しがあるものについては、定款附則に経過規定を設けた上で、第三セクター等改革推進債の活用後も必要最低限の期間に限り当該土地の管理・処分業務を継続することも可能である。この場合、当該土地に係る借入金については、第三セクター等改革推進債の対象経費には含まない。

3 第三セクター等改革推進債を活用して償還する借入に係る特定土地の取得に当たって締結した用地取得依頼契約については、当該第三セクター等改革推進債を発行する地方公共団体と土地開発公社との間において合意の上、解除すること。

4 業務の一部の廃止に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 土地開発公社は現に保有している当該廃止した業務に係る土地について、当然に保有することができなくなるため、業務の一部の廃止に係る経費を支出した地方公共団体は、当該支出により得た債権の行使その他の方法により、土地開発公社に当該廃止する業務に係る土地を定款の変更の適用に先立って速やかに譲渡させること。その際、当該地方公共団体以外の土地開発公社に債権を有する者と必要に応じてあらかじめ協議すること。

イ 譲渡された土地は公共用地として利用するほか積極的に売却を進め、売却で得られた収入により第三セクター等改革推進債の償還を繰り上げて実施すること。

5 土地開発公社が解散する際に債務超過の状態にあると土地開発公社の清算に支障を生じることから、地方公共団体が土地開発公社に対し弁済を受けることができない債権を有している場合は、当該地方公共団体は当該債権を放棄する必要がある。

あること。

また、業務の一部の廃止の際は当該廃止される業務に係る土地開発公社の負債を整理することが望ましいことから、地方公共団体が当該廃止する業務に係る債権を有することとなった場合は、当該地方公共団体は当該債権を放棄することが考えられる。

なお、債権の放棄の際には、当該地方公共団体の議会において地方自治法第96条第1項第10号に規定する事件として議決することが必要である。

- 6 第三セクター等改革推進債に係る許可の申請の際は、取扱通知中第4の3に定める書類のほか、以下の書類を提出すること。

ア 第1の2に定める処分計画

イ 解散にあつては公有地拡大推進法第22条第1項に規定する設立団体の議会の議決証明書

ウ 業務の一部の廃止にあつては公有地拡大推進法第14条第2項に規定する定款の変更に係る設立団体の議会の議決証明書

- 7 業務の一部の廃止に当たって、個々の土地に係る借入金の額が確定できない等により、当該地方公共団体が負担する必要があると認められる経費及び当該地方公共団体の貸付金に係る債務を免除するために必要となる経費が確定できない場合は、以下の算式により算定した額をもって当該経費の額とする。

$$\alpha \times \beta / \gamma$$

α : 債務保証等を付した借入金及び地方公共団体の貸付金のうち当該年度に償還されるものの総額

β : 廃止する業務に係る土地の取得原価

γ : 土地開発公社が保有するすべての土地の取得原価

※ 代替地、特定土地及び完成土地等に係る β 及び γ については、「土地開発公社経理基準要綱」第24条第2項及び同条第3項の規定にかかわらず、借入金等に対する利息（利率と取得原価を基に合理的に推計できるものに限る）を含めること。

- 8 「土地開発公社経営健全化対策措置要領」（平成16年12月27日付け総務

事務次官通知) 第4の2又は「土地開発公社経営健全化対策措置要領」(平成20年2月6日付け総務省自治行政局地域振興課長・自治財政局地方債課長通知) 第4の2に規定する公社経営健全化団体が、第三セクター等改革推進債を活用して解散又は業務の一部の廃止をする場合は、以下に留意すること。

ア 両要領に規定される地方財政措置は引き続き実施されること。

イ 当該土地開発公社が保有する土地の処分が促進されることにより、各年度の用地取得・処分・保有計画の変更が必要となること。

ウ 業務の一部の廃止にあつては、当初の土地開発公社経営健全化対策における経営健全化計画において予定していた1号業務に係る土地の処分の予定を減じることのないよう可能な限り配慮した上で、特定土地及び2号業務に係る土地の処分を行うこと。

17 土地開発公社経営健全化対策について（埼玉県通知）

市 第 956-1 号

平成25年8月29日

関係市町村長 様
(土地開発公社担当課扱い)

埼玉県企画財政部地域政策局長

埼玉縣市町村土地開発公社経営健全化対策について

土地開発公社（以下「公社」という。）の経営健全化については、総務省から「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（平成21年6月23日付総財公第95号総務省自治財政局長通知）により、公社の存廃を含めた抜本的改革を5年間で集中的に行うべきとされており、また、「土地開発公社経営健全化対策について」（平成25年2月28日付総行地第9号・総財公第18号総務副大臣通知）により「土地開発公社健全化対策措置要領」が通知されています。

本県においても、公社の経営健全化を進めるため、平成15年3月に「土地開発公社経営健全化指針」（以下「旧指針」という。）を策定するとともに、「埼玉県ふるさと創造貸付金」を活用した将来事業化が見込まれる用途が明確でない土地及び供用済土地の解消を推進してきましたが、このたび、公社のより一層の健全化を推進するため、「埼玉縣市町村土地開発公社経営健全化対策」を策定することとしました。

各市町村においては、本対策に積極的に取り組んでいただき、設立団体として公社の経営健全化に取り組まれますようお願いいたします。

また、旧指針は廃止とします。ただし、旧指針に基づく計画が本対策の達成目標以上の計画である場合には、当該計画を本対策で策定を求める計画とみなすこととします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

市 第 9 5 6 - 2 号
平成 2 5 年 8 月 2 9 日

関係市町村土地開発公社理事長 様

埼玉県企画財政部地域政策局長

埼玉縣市町村土地開発公社経営健全化対策について

土地開発公社（以下「公社」という。）の経営健全化については、総務省から「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（平成 2 1 年 6 月 2 3 日付総財公第 9 5 号総務省自治財政局長通知）により、公社の存廃を含めた抜本的改革を 5 年間で集中的に行うべきとされており、また、「土地開発公社経営健全化対策について」（平成 2 5 年 2 月 2 8 日付総行地第 9 号・総財公第 1 8 号総務副大臣通知）により「土地開発公社健全化対策措置要領」が通知されています。

本県においても、公社の経営健全化を進めるため、平成 1 5 年 3 月に「土地開発公社経営健全化指針」（以下「旧指針」という。）を策定するとともに、「埼玉県ふるさと創造貸付金」を活用した将来事業化が見込まれる用途が明確でない土地及び供用済土地の解消を推進してきましたが、このたび、公社のより一層の健全化を推進するため、「埼玉縣市町村土地開発公社経営健全化対策」を策定することとしました。

各公社においては、本対策の内容を十分に御理解の上、設立市町村との連携・協力を図りながら公社の経営健全化に取り組まれるようお願いいたします。

また、旧指針は廃止とします。ただし、旧指針に基づく計画が本対策の達成目標以上の計画である場合には、当該計画を本対策で策定を求める計画とみなすこととします。

埼玉県市町村土地開発公社経営健全化対策

平成 25 年 8 月 29 日 市第 956 号

1 目的

本県では、平成 15 年 3 月 24 日付市第 2101 号「土地開発公社経営健全化指針」（以下、「旧指針」という。）を策定するとともに「埼玉県ふるさと創造貸付金」を活用した土地開発公社（以下、「公社」という。）の経営健全化策を講じてきた。

しかし、県内の市町村公社の簿価総額は、平成 23 年度末現在、全国最大の簿価総額であり、公社の経営健全化をさらに進めていかなければならない。

国は、平成 25 年度までの時限措置として「第三セクター等改革推進債」を設けるとともに、平成 25 年 2 月 28 日付総行地第 9 号・総財公第 18 号「土地開発公社経営健全化対策」（以下、「国第 3 次対策」という。）を定め、市町村公社のより健全化を推進している。

しかしながら、本県では標準財政規模が大きいため、多額の公社保有土地があっても国第 3 次対策の対象とならない市町村公社がある。こうした市町村についても、積極的に対策を行っていく必要があるため、旧指針を廃止して、「埼玉県市町村土地開発公社経営健全化対策」を策定し、市町村財政健全化をさらに進めていく。

2 対象団体及び達成目標

（1）対象団体

下記のいずれかに該当する公社を設立した市町村については、「土地開発公社経営健全化計画」（以下、「計画」という。）を策定する。

ただし、国第 3 次対策を策定している市町村は除く。

なお、旧指針に基づく計画や市町村独自計画が、この対策の 2（2）に規定する達成目標以上の目標を定めた計画であると認められるときは、当該計画をこの対策の 5 の規定により承認したものとみなす。

- ①計画策定年度の前年度（以下、「基準年度」という。）末時点において市町村の標準財政規模に対して、5 年以上保有土地の簿価総額の割合が 10 %以上の公社
- ②基準年度末時点において供用済土地がある公社
- ③基準年度末時点において未収金がある公社

（2）達成目標

標準財政規模に対する公社の 5 年以上保有土地の簿価総額割合を 10 %以下にする。供用済土地又は未収金がある公社については、その土地又は未収金を全て解消する。

3 計画の期間

計画は、策定年度から原則 10 年以内とする。

4 計画策定項目

※別添様式「土地開発公社経営健全化計画書」に基づき、下記の項目について作成すること。

- 第1 経営健全化の期間
- 第2 経営健全化の基本方針
- 第3 経営健全化計画実施のための体制（委員会等名称、構成メンバー等）
- 第4 各年度の用地取得・処分・保有計画
- 第5 用途が明確でない土地明細書
- 第6 5年以上保有土地明細書
- 第7 供用済土地明細書
- 第8 未収金明細書
- 第9 割賦支払明細書
- 第10 位置図

5 計画の承認等

計画は、対象団体の市町村長が作成する。また、新たに対象団体となった市町村については、原則として対象となった年度の11月末までに知事に計画を提出する。

計画の提出を受けた知事は、その内容が適当であると認めるときは、計画を承認する。

6 計画策定市町村への県の支援

承認を受けた計画に基づく、以下の土地の買い戻しについては、「埼玉県ふるさと創造貸付金」の対象とし、早期の公社の経営健全化を図る。

- ①買い戻し後10年以内（買い戻し年度を含む）の事業化が見込まれる土地
- ②供用済土地

7 計画の実績報告

計画期間中における当該団体の取組状況について、毎年度別添「実績報告書」により県へ報告する。

8 計画の変更

当該団体の取組は、災害その他特別の事情がある場合には計画を変更することができる。この場合において、市町村長は知事に変更された計画を提出し、変更した計画の提出を受けた知事は、その内容が適当であると認めるときは、計画を承認する。

9 計画の承認取消し

計画期間中において、当該団体の取組が計画に定めた経営健全化の取組に著しく反していると認められるとき、知事は計画の承認を取り消すことができる。

平成 2 8 年 3 月 発行

「平成 2 6 年度市町村土地開発公社の現況」

埼玉県企画財政部市町村課